
志賀町都市計画マスタープラン

平成26年3月
志賀町

目次

【全体構想編】

1	都市計画マスタープランとは	1
2	都市計画マスタープランの位置づけ	1
3	都市計画マスタープランの必要性	1
4	都市の現状調査	2
4-1	位置・地勢	2
4-2	歴史・文化	3
4-3	社会条件	4
4-4	志賀町の現況等	11
5	上位計画	14
5-1	第1次志賀町総合計画	14
5-2	都市計画区域マスタープラン	15
6	住民意向の把握	17
6-1	アンケート調査の概要	17
6-2	アンケート調査結果	18
7	都市の課題整理	37
8	目指すべき都市像の設定	38
8-1	都市計画の基本理念の設定	38
8-2	将来人口の見通し	39
8-3	将来都市像の設定	41
9	都市整備の方針	44
9-1	土地利用の方針	44
9-2	交通施設整備の方針	47
9-3	公園・緑地整備の方針	50
9-4	上下水道の方針	51
9-5	自然環境の保全及び都市環境形成の方針	51
9-6	都市景観形成の方針	53
9-7	安全・安心な都市づくりの方針	54

【地域別構想編】

10 地域区分	56
10-1 地域別構想とは	56
10-2 地域別構想の構成	56
10-3 地域区分	57
11 地域別の方針	58
11-1 北部重点地域	58
11-2 中部重点地域	64
11-3 南部重点地域	70
12 まちなか整備地区	76
12-1 地区の設定	76
12-2 基本目標	76
12-3 まちづくりの方針	76
13 実現化方策	78
13-1 町民・事業者と行政による協働体制の確立	78
13-2 実行性と継続性のある計画の運営・管理体制の確立	79

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「町の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。

上位計画等に即しながら、町の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するために必要な個別具体の都市計画の方針を定めるものである。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、上位計画となる「第 1 次志賀町総合計画」、石川県が定める「都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）などに即するとともに、志賀町が策定する関連計画（道路、公園、環境、景観、防災等に関する諸計画）と相互に整合・連携しながら、個別具体の都市計画の方針を示す。

3 都市計画マスタープランの必要性

（1）新町誕生後のまちづくりビジョンの策定

「都市計画マスタープラン」は、平成 17 年の新町誕生後、現時点まで未策定であり、新町の総合計画との整合性や石川県都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、住民意見を反映した志賀町のまちづくりビジョンの策定が必要である。

（2）大規模災害に備えた防災まちづくり

海岸線に市街地が展開するとともに、志賀原子力発電所が立地する志賀町では、東日本大震災で発生した津波被害の現状を踏まえ、地域防災計画の考え方にに基づき、防災まちづくりの強化が必要である。また、道路や公園など既存の都市施設について、防災への活用なども踏まえた安全・安心なまちづくりの強化を行う必要がある。

（3）人口減少傾向・少子高齢化への対応

志賀町においては、人口減少傾向が顕著であるとともに、限界集落の問題など少子高齢化が加速していることから、定住人口の確保、少子高齢社会への対応が必要である。

（4）交流人口の拡大と町の活性化

平成 25 年 4 月の能登有料道路無料化、平成 26 年度末の北陸新幹線金沢駅開業等の広域交通体系の変化によって能登地域への観光客の増加が見込まれる。この広域交通体系の変化にあわせ、既存の都市施設・地域資源を有効活用した交流人口の拡大、志賀町の活性化を図ることが必要である。

（5）豊かな自然と人の暮らしが調和した環境の保全・活用

平成 23 年 6 月に世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」は、自然・農林水産業と人の暮らしが調和した良好な環境を伝えるものであり、大切な地域資源である。これら地域資源を保全・活用していくため、将来都市像の設定や町民が主体となったまちづくりの展開が必要である。

4 都市の現状調査

4-1 位置・地勢

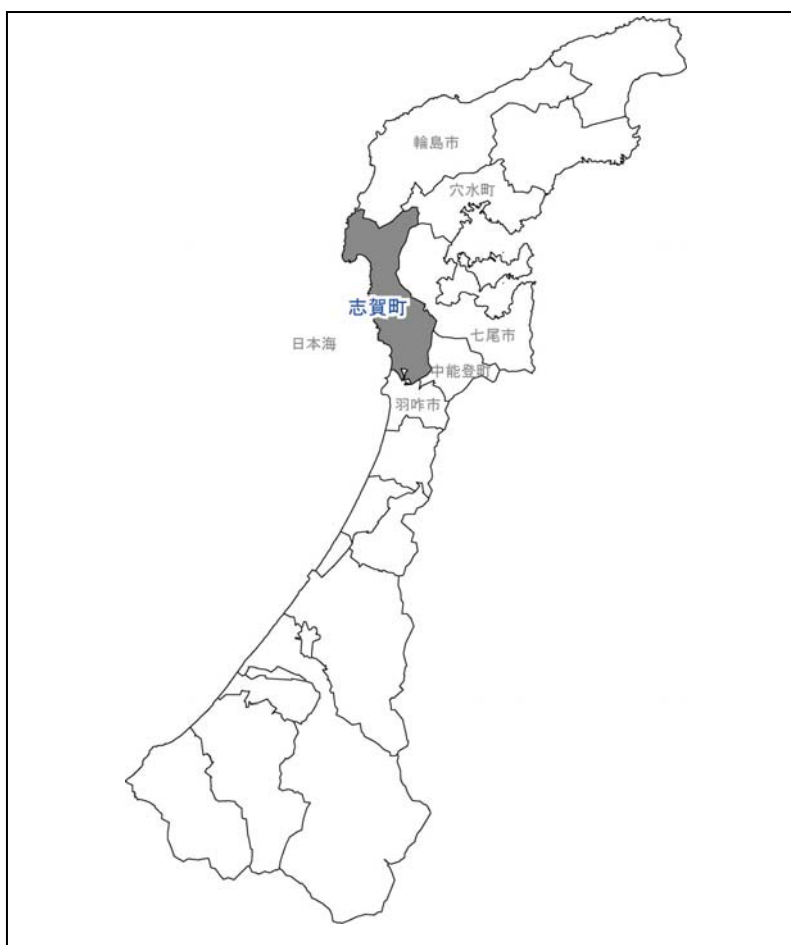
志賀町は、能登半島中央部に位置し、面積 246.55 k m²、東西 12.7 k m、南北 31.0 k mと南北に細長く、西側は日本海に面し、北は輪島市や穴水町に、東は眉丈山系に連なる丘陵地帯で七尾市や中能登町に、南は羽咋市に接している。

金沢市までは、のと里山海道を利用すれば約1時間の距離であるとともに、公共交通機関であるJR羽咋駅まではバスで約30分、能登の空の玄関口である能登空港までは車で約40分の位置にある。

豊かな自然に恵まれ、奇岩・怪石や白砂青松の海岸線は、能登半島国定公園の一部で、能登金剛と称され、源義経の伝説とともに能登を代表する美しい景勝地であるとともに、志賀町を含む羽咋市以北の4市4町の「能登の里山里海」は、平成23年6月に世界農業遺産に認定されている。(平成25年5月に宝達志水町が加わり、4市5町となった)

また、志賀町中央部のなだらかな丘陵地には、リゾートホテル、ゴルフ場、別荘地を有する志賀の郷リゾートなど多様な観光資源を抱えているほか、豊かな自然や特色ある文化の土壌を持つ能登半島における地域開発の拠点として整備された能登中核工業団地が位置している。

図一 志賀町の位置



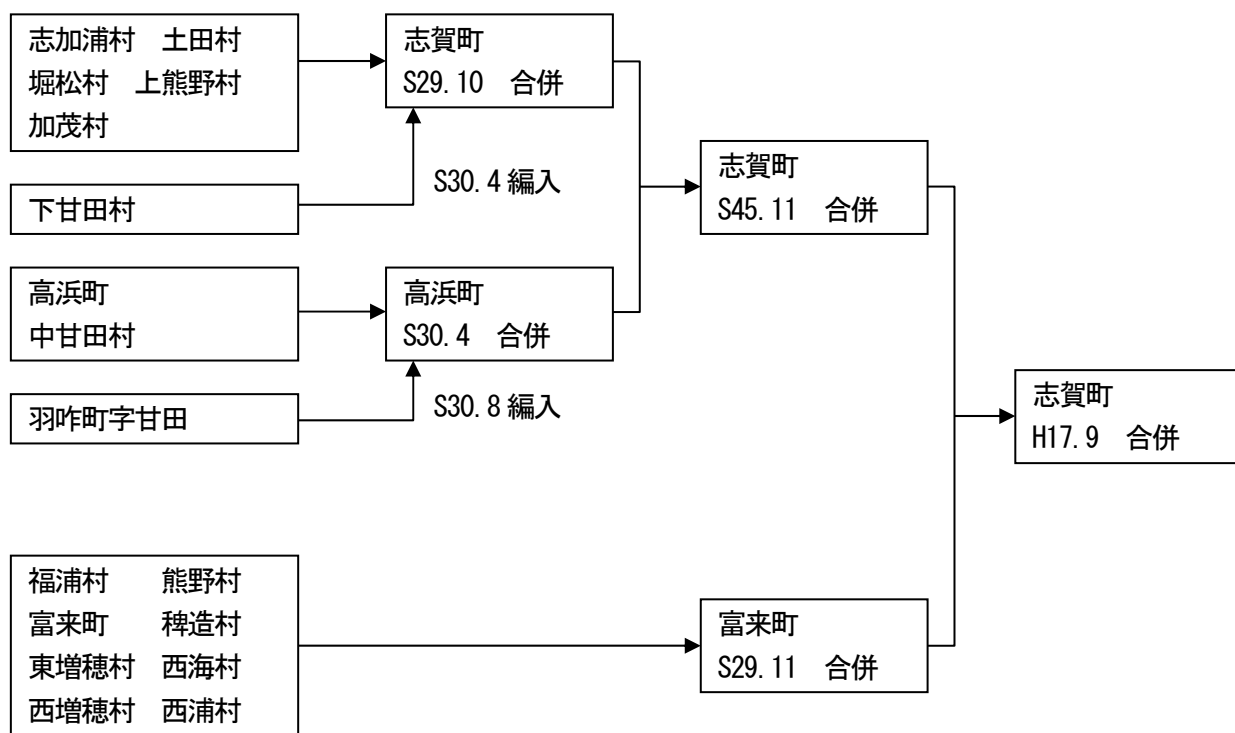
4-2 歴史・文化

平成17年に旧志賀町と富来町の合併によって、新たに誕生した志賀町においては、縄文時代や弥生時代、古墳時代の遺跡が多くあり、古くから人々が住みついていたことがわかる。

奈良・平安時代には、大陸の渤海国との交流があり、藩政期には、福浦港は北前船の西廻り航路の寄港地として栄え、遊女が愛しい船員との別れを惜しみ、腰巻をかけて時化（荒天）を願ったと伝わる腰巻地蔵や日本最古の木造灯台である旧福浦灯台が今も残っている。

文化遺産としては、室町時代に建立された松尾神社本殿などが国指定の重要文化財となっているほか、夏から秋にかけては、町内のいたるところで祭りが行われるシーズンとなり、堀松の綱引き祭り、数十基のキリコ（奉灯）が繰り出す八朔祭礼、県内で最も古い歴史を持つ太鼓打競技大会などの伝統行事や獅子舞、太鼓が伝承されている。

図一 志賀町の沿革



4-3 社会条件

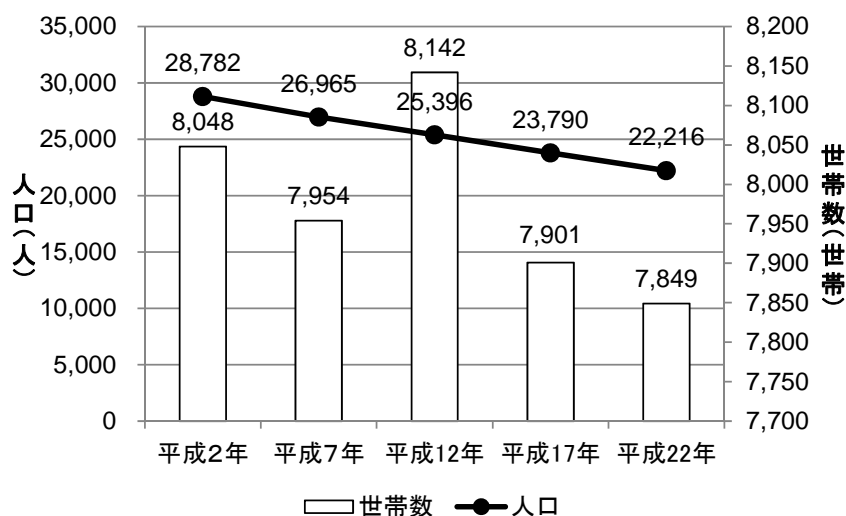
4-3-1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

平成22年の国勢調査では、志賀町の総人口は22,216人、世帯数は7,849世帯、1世帯当たりの人口は2.83人となっている。

過去20年間の推移では、総人口は22.81%減少、世帯数は2.47%減少しており、人口・世帯数ともに減少傾向にあることがうかがえる。

また、1世帯当たりの人口について、平成2年では3.58人であることから、核家族化の進行がうかがえる。



図一人口、世帯数の推移

表一人口総数及び増加数の推移

区 域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成2年～平成22年	
	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	増減数(人)	増減率(%)
行政区域	28,782	26,965	25,396	23,790	22,216	-6,566	-22.81
都市計画区域	21,673	20,780	20,800	18,185			

資料：国勢調査、都市計画基礎調査

表一世帯数の推移

区 域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成2年～平成22年	
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	増減数(世帯)	増減率(%)
行政区域	8,048	7,954	8,142	7,901	7,849	-199	-2.47

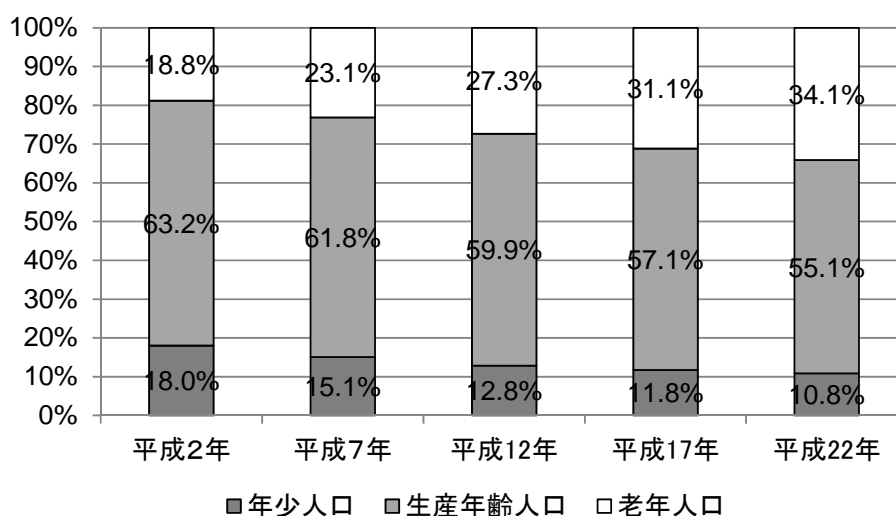
資料：国勢調査

(2) 年齢別人口の推移

志賀町の平成2年の年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口は18.0%（5,187人）、15歳から64歳の生産年齢人口は63.2%（18,176人）、65歳以上の老年人口は18.8%（5,416人）である。

一方、平成22年における年齢3区分別人口は、年少人口が10.8%（2,402人）、生産年齢人口が55.1%（12,233人）、老年人口が34.1%（7,576人）である。

平成22年と平成2年との比較では、年少人口は減少し、老年人口は増加していることから、少子高齢化の進行がうかがえる。加えて、生産年齢人口も減少しており、今後の志賀町を担っていく若者世代の流出が懸念される。



図一年齢別人口比率の推移

表一年齢別人口の推移

区分	平成2年	平成2年から 平成7年の増加		平成7年	平成7年から 平成12年の増加		平成12年	平成12年から 平成17年の増加		平成17年	平成17年から 平成22年の増加		平成22年
	人口 (人)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)
年少人口 (15歳未満)	5,187 18.0%	-1,122	-21.63	4,065 15.1%	-807	-19.85	3,258 12.8%	-462	-14.18	2,796 11.8%	-394	-14.09	2,402 10.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	18,176 63.2%	-1,511	-8.31	16,665 61.8%	-1,464	-8.78	15,201 59.9%	-1,615	-10.62	13,586 57.1%	-1,353	-9.96	12,233 55.1%
老年人口 (65歳以上)	5,416 18.8%	819	15.12	6,235 23.1%	702	11.26	6,937 27.3%	471	6.79	7,408 31.1%	168	2.27	7,576 34.1%
総人口	28,779 100.0%	-1,814	-6.30	26,965 100.0%	-1,569	-5.82	25,396 100.0%	-1,606	-6.32	23,790 100.0%	-1,579	-6.64	22,211 100.0%

資料：国勢調査

(3) 流入・流出別人口の推移

志賀町の流入・流出別人口は、流出率・流入率ともに平成12年から平成17年までは減少傾向にあったが、平成22年では増加に転じている。

合併後の平成17年以降の流出先を見ると、羽咋市や七尾市への流出が多く、平成22年では七尾市947人、羽咋市919人となっている。また、流入先についても羽咋市や七尾市からの流入が多く、平成22年では七尾市654人、羽咋市630人となっている。

志賀町の従業・通学においては、七尾市や羽咋市との関係性が強いと考えられる。

表一 流出・流入別人口

年次	常住地による従業・通学者数(人)	流出		従業地による従業・通学者数(人)	流入		従/常就業者数比率(%)
		従業・通学者数(人)	流出率(%)		従業・通学者数(人)	流入率(%)	
平成12年	14,346	3,499	24.4%	13,669	2,822	20.6%	95.3%
平成17年	13,125	2,852	21.7%	12,259	1,986	16.2%	93.4%
平成22年	11,399	2,800	24.6%	10,731	2,048	19.1%	94.1%

資料：国勢調査

表一 流出先

年次	流出先														
	流出先第1位			流出先第2位			流出先第3位			流出先第4位			流出先第5位		
	市町名	流出者数(人)	流出率(%)	市町名	流出者数(人)	流出率(%)	市町名	流出者数(人)	流出率(%)	市町名	流出者数(人)	流出率(%)	市町名	流出者数(人)	流出率(%)
平成17年	羽咋市	976	7.4%	七尾市	968	7.4%	金沢市	293	2.2%	中能登町	124	0.9%	宝達志水町	102	0.8%
平成22年	七尾市	947	8.3%	羽咋市	919	8.1%	金沢市	258	2.3%	中能登町	146	1.3%	宝達志水町	126	1.1%

資料：国勢調査

表一 流入先

年次	流入先														
	流入先第1位			流入先第2位			流入先第3位			流入先第4位			流入先第5位		
	市町名	流入者数(人)	流入率(%)	市町名	流入者数(人)	流入率(%)	市町名	流入者数(人)	流入率(%)	市町名	流入者数(人)	流入率(%)	市町名	流入者数(人)	流入率(%)
平成17年	七尾市	702	5.7%	羽咋市	602	4.9%	中能登町	220	1.8%	宝達志水町	115	0.9%	門前町	91	0.7%
平成22年	七尾市	654	6.1%	羽咋市	630	5.9%	中能登町	273	2.5%	宝達志水町	108	1.0%	輪島市	76	0.7%

資料：国勢調査

- ・常住地による、就業者数とは、当該都市に常住する(夜間人口ベース)就業者数をいう。
- ・従業地による、就業者数とは、当該都市に従業する(昼間人口ベース)就業者数をいう。
- ・流出率=(流出就業者数)/(常住地による就業者数)×100
- ・流入率=(流入就業者数)/(従業地による就業者数)×100
- ・(従/常)=(従業地による就業者数)/(常住地による就業者数)×100

4-3-2 産業

(1) 産業分類別就業者構成

平成17年の産業分類別就業者の構成は、農林漁業等に従事する第1次産業就業者人口は1,508人(12.4%)、鉱業・建設業・製造業等に従事する第2次産業就業者人口は4,308人(35.3%)、卸売業・小売業やサービス業等に従事する第3次産業就業者人口は6,387人(52.3%)であり、第3次産業に従事する人が半数を超えている。

構成比の推移は、第1次産業は減少から横ばい、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向が見られる。

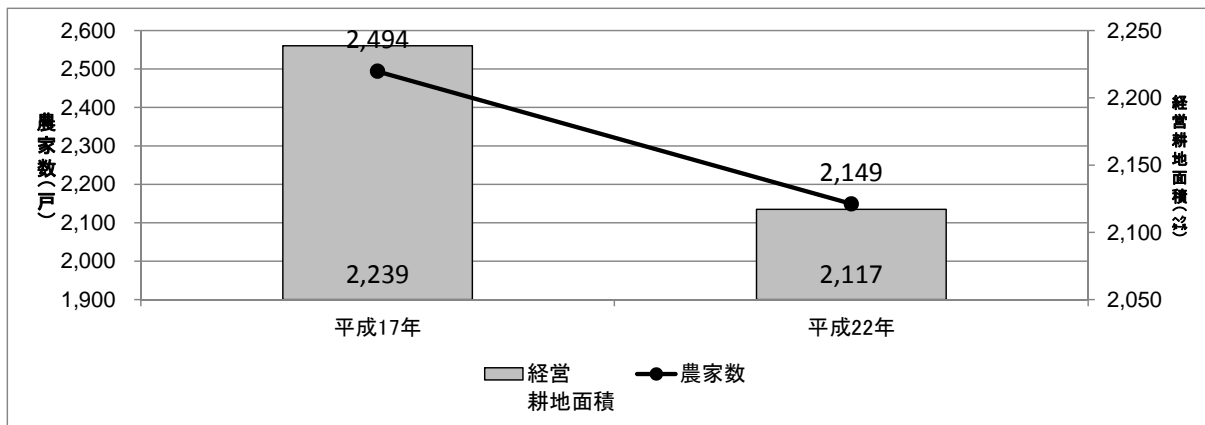
表一 産業分類別就業者構成

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
A. 農業	2,394	15.2	2,009	13.4	1,093	8.3	1,149	9.4
B. 林業	61	0.4	58	0.4	45	0.3	25	0.2
C. 漁業	441	2.8	434	2.9	379	2.9	334	2.7
第1次産業合計	2,896	18.4	2,501	16.7	1,517	11.5	1,508	12.4
D. 鉱業	13	0.1	11	0.1	13	0.1	9	0.1
E. 建設業	1,947	12.4	1,753	11.7	1,826	13.8	1,397	11.4
F. 製造業	4,580	29.1	4,102	27.4	3,565	27.0	2,902	23.8
第2次産業合計	6,540	41.6	5,866	39.2	5,404	40.9	4,308	35.3
G. 電気・ガス・熱供給・水道業	57	0.4	222	1.5	322	2.4	293	2.4
H. 情報通信業	1,026	6.5	887	5.9	673	5.1	52	0.4
I. 運輸				0.0		0.0	478	3.9
J. 卸売・小売業 (H2~H12においては、飲食店も含む)	1,884	12.0	1,870	12.5	1,755	13.3	1,328	10.9
K. 金融・保険業	221	1.4	213	1.4	204	1.5	160	1.3
L. 不動産業	20	0.1	19		16	0.1	23	0.2
M. 飲食店・宿泊業	—	—	—	—	—	—	625	5.1
N. 医療・福祉	—	—	—	—	—	—	1,054	8.6
O. 教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	352	2.9
P. 複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	319	2.6
Q. サービス業 (他に分類されないもの)	2,696	17.2	2,995	20.0	2,934	22.2	1,387	11.4
R. 公務 (他に分類されないもの)	370	2.4	381	2.5	370	2.8	316	2.6
第3次産業合計	6,274	39.9	6,587	44.0	6,274	47.5	6,387	52.3
S. 分類不能の産業	2	—	5	0.0	3	0.0	6	0.0
合 計	15,712	100.0	14,959	100.0	13,198	100.0	12,209	100.0

資料：国勢調査

(2) 農業

農家数は、平成17年の2,494戸から平成22年の2,149戸と、345戸減少している。また、経営耕地面積は、平成17年の2,239haから平成22年には2,117haと122ha減少している。

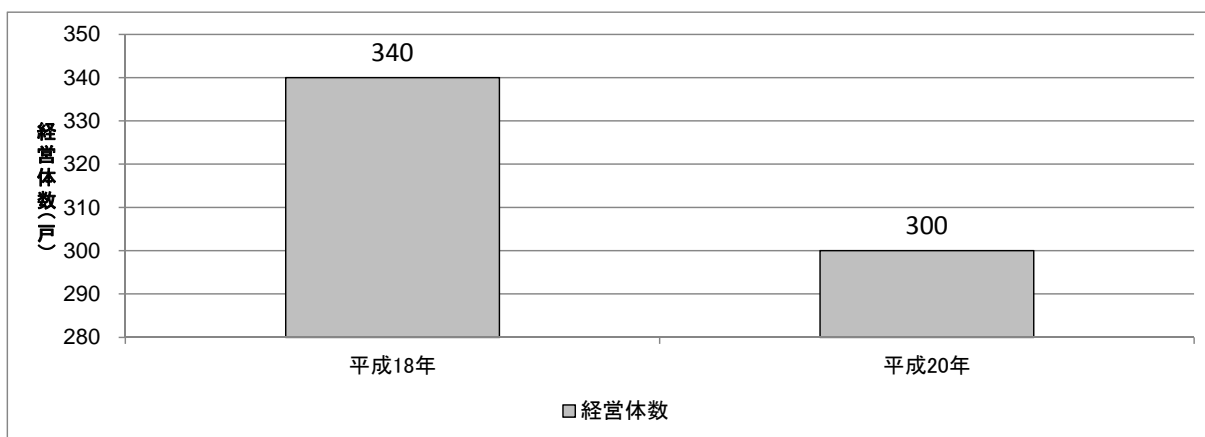


資料：石川県統計書

図一 農業の推移

(3) 漁業

経営体数については、平成18年に340戸であったのが、平成20年には300戸と40戸減少している。



資料：石川県統計書

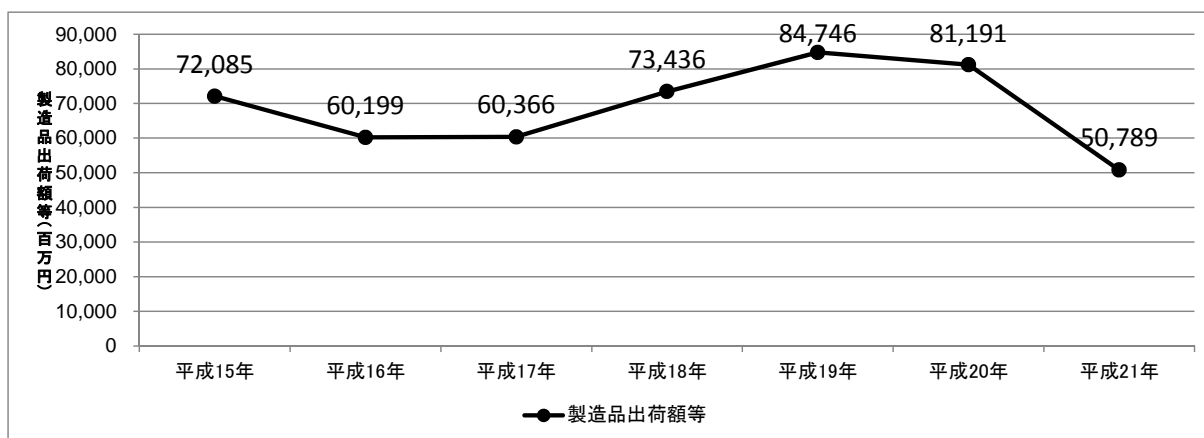
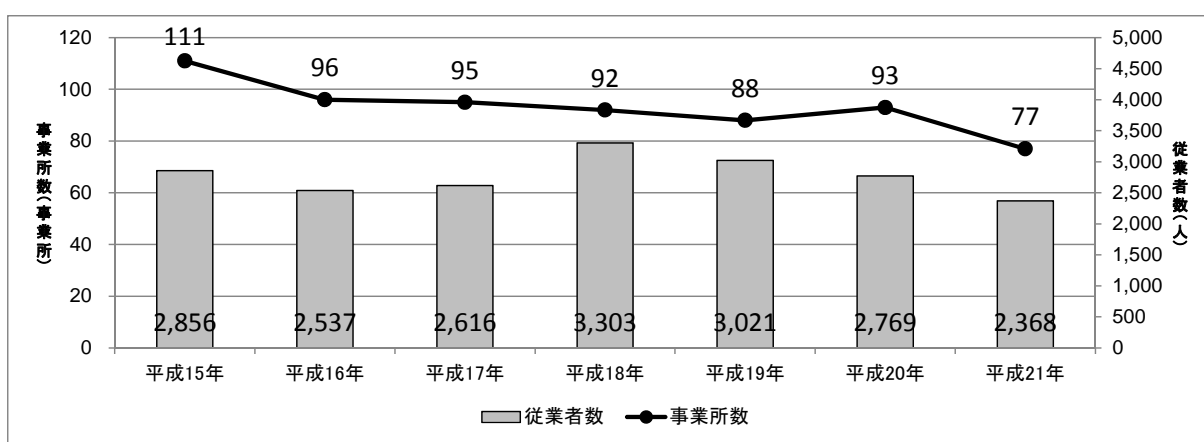
図一 漁業の推移

(4) 工業

従業員4人以上の事業所における事業所数は、平成15年に111事業所あったのが平成21年には77事業所と減少傾向にある。

従業者数は、平成15年から平成16年にかけては減少していたが、その後、増加に転じ、平成18年には3,303人となっている。しかし、その後は漸減しており、平成21年では2,368人となっている。

製造品出荷額等については、平成15年から平成16年にかけては減少していたが、その後、増加に転じ、平成19年には84,746百万円となっている。しかし、その後は漸減しており、平成21年では50,789百万円となっている。



※従業員4人以上の事業所

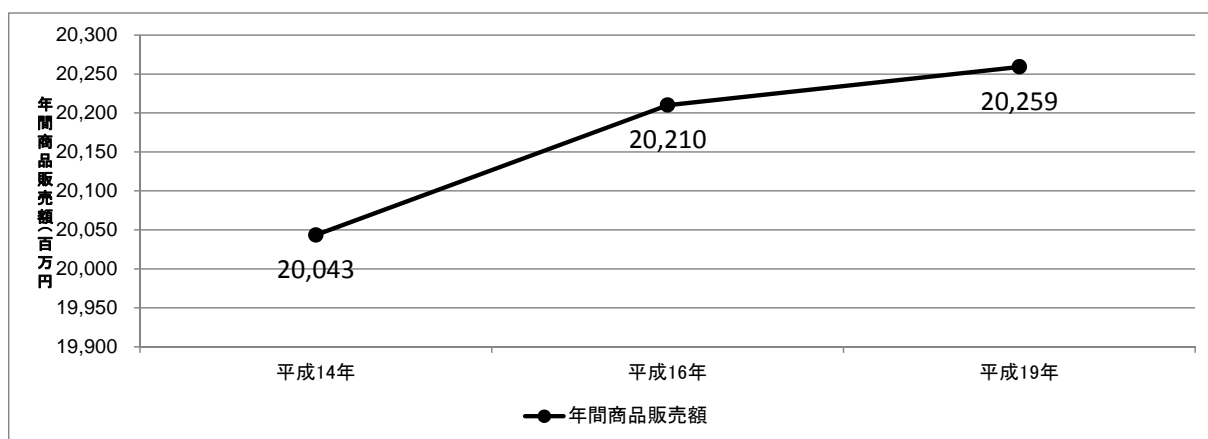
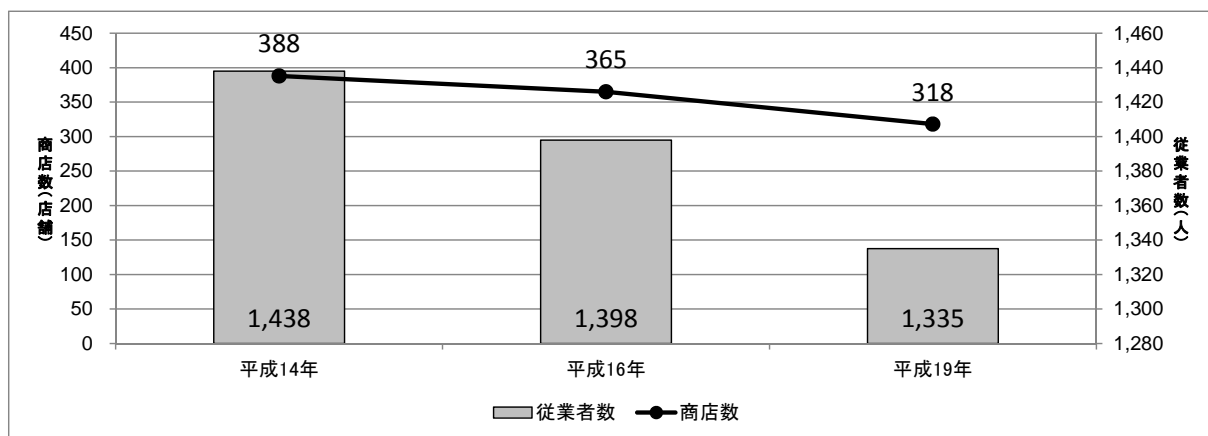
資料：工業統計

図一 工業の推移

(5) 商業

商店数及び従業者数は、平成14年以降漸減しており、平成19年には商店数318店舗、従業者数1,335人となっている。

対して、年間商品販売額は、平成14年以降漸増しており、平成19年では20,259百万円となっている。



資料：商業統計

図一 商業の推移

4-4 志賀町の現況等

4-4-1 土地利用現況

志賀町の土地利用現況については、山林の占める割合が 53.5%と最も多く、次いで農地が 23.7%と多く、自然的土地利用の割合が8割を超えている。

都市的土地利用は1割程度であり、宅地は全体の6.7%にとどまっている。

一方、可住地面積の占める割合は、全体の82.9%となっている。

表一土地利用別面積

市 街 地 区 分			都市計画区域	
			(ha)	(%)
自然的土地利用	農 地	田	1,770.4	17.0
		畑	689.1	6.6
		小 計	2,459.6	23.7
		山 林	5,561.1	53.5
		水 面	193.6	1.9
		その他の自然地	686.0	6.6
		小 計	6,440.7	62.0
都市的土地利用	宅 地	住 宅 用 地	461.5	4.4
		商 業 用 地	64.2	0.6
		工 業 用 地	173.2	1.7
		小 計	698.9	6.7
		公共・公益用地	161.2	1.6
		道路用地	441.3	4.2
		交通施設用地	22.0	0.2
		その他公的施設用地	39.9	0.4
		その他の空地	132.5	1.3
		小 計	796.8	7.7
合 計			10,396.0	100.0
可 住 地			8,614.7	82.9
非 可 住 地			1,781.3	17.1

資料：都市計画基礎調査

●非可住地は、以下の通りとする。

- ・「水面」・「その他の自然地」・「道路用地」・「交通施設用地」・「その他公的施設用地」・「商業用地」・「工業用地」・「公共・公益用地」についても施設規模に関わらず全て計上する。
- ・「工業専用地域」は土地利用現況に関わらず区域全ての面積とする。

4-4-2 道路

志賀町の道路については、本町を南北に縦断するのと里山海道、国道 249 号が金沢市や隣接市町を連絡し、広域交流を支える幹線道路としてあり、これら南北軸と連絡する（主）志賀田鶴浜線などの東西方向に走る幹線道路によって主な道路網が構成されている。

また、志賀町の都市計画道路の指定状況については、13 路線、計画延長 43,199mが都市計画決定されているが、整備状況は、改良済延長 9,221m、概成済延長 10,802m、事業中延長 420m、未着手延長 22,756mとなっており、整備率は 21.3%と低い。

表一都市計画道路の現況

区域	路線番号	路線名	計画決定		改良済		概成済		事業中		未着手	
			幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)
志賀	3・4・1	甘田直海線	16	14,540	900	6.2	6,080	41.8	0	0.0	7,560	52.0
	3・4・2	上棚上野線	16	9,530	0	0.0	3,520	36.9	0	0.0	6,010	63.1
	3・4・3	大島今市線	16	3,400	1,220	35.9	0	0.0	0	0.0	2,180	64.1
	3・4・4	中央通り線	18	1,360	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,360	100.0
	3・4・5	福野神代線	16	1,740	822	47.2	0	0.0	0	0.0	918	52.8
	3・4・6	公園通り線	16	930	0	0.0	440	47.3	0	0.0	490	52.7
	3・5・7	福野川尻橋線	12	1,080	630	58.3	150	13.9	0	0.0	300	27.8
	3・5・8	長沢線	12	540	0	0.0	0	0.0	0	0.0	540	100.0
	3・4・9	大釜線	16	5,300	5,300	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
富来	3・4・1	地頭里本江線	16	1,930	0	0.0	100	5.2	0	0.0	1,830	94.8
	3・4・2	領家町八幡線	16	890	0	0.0	0	0.0	0	0.0	890	100.0
	3・5・3	里本江八幡線	12	1,190	0	0.0	512	43.0	0	0.0	678	57.0
	3・5・4	地頭町線	12	769	349	45.4	0	0.0	420	54.6	0	0.0
合計	路線数 13	—	43,199	9,221	21.3	10,802	25.0	420	1.0	22,756	52.7	

資料：庁内資料

※概成済：計画道路と同程度の機能を果たしうる道路を有するもの（おおむね計画幅員の 2/3 以上）

4-4-3 上下水道

志賀町の上水道については、平成17年度末現在、行政区域人口25,104人に対し、給水人口が22,766人と普及率は90.7%となっている。

一方、下水道については、公共下水道事業2処理区、特定環境保全公共下水道事業2処理区、農業集落排水事業地区などがあり、整備状況については、平成17年度末現在、整備予定人口25,011人に対し、整備人口合計が14,450人と普及率は、57.8%にとどまっている。

表一上水道・簡易水道給水量の状況

区 分	総計	上水道	簡易水道
行政区域人口(人)	25,104	—	—
給水人口(人)	22,766	22,094	672
普及率(%)	90.7	88.0	2.7

資料：上下水道課（平成17年度末実績）

表一汚水処理施設整備状況

整備予定人口		25,011人
公共下水道	整備人口	5,381人
	普及率	21.5%
農業集落排水処理施設	整備人口	5,752人
	普及率	23.0%
合併処理浄化槽	整備人口	2,391人
	普及率	9.0%
コミュニティ排水処理施設	整備人口	926人
	普及率	3.7%
合 計	整備人口	14,450人
	普及率	57.8%

資料：上下水道課（平成17年度末実績）

5 上位計画

5-1 第1次志賀町総合計画【平成19年3月：志賀町】

第1次志賀町総合計画は、新町施行後初めての総合計画として、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とし、本町の地域特性を活かしつつ、住民と企業、行政の協働により町の課題を解決し、住民が豊かに暮らし続けられるよう、夢と希望を具現化する総合的な町の将来ビジョンと町のあり方を示している。

●町の将来像

夢・未来の創造 笑顔あふれる能登ふれあいの郷
～私たちが主役の新志賀町物語～

●基本方針

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 やすらぎのまち | 安心して健康に暮らせる体制を強化します |
| 2 いきおいのまち | 活気と賑わいのある産業を振興します |
| 3 うるおいのまち | 快適で安全な生活環境を創造します |
| 4 かがやきのまち | 創造的な人と地域文化を育てます |
| 5 ふれあいのまち | 交流と協働で元気なまちづくりを進めます |
| 6 みらいへのまち | 健全で開かれた行財政運営を行います |

●将来人口

目標人口 21,000 人（平成28年）

●土地利用の基本方針

南北に長い本町は、西側が日本海に面し、町土の大半は緑豊かな丘陵地帯であり、集落が点在しています。

志賀地域、富来地域ともに、日本海に面した平野部に市街地が形成され、まちの中央部には、原子力発電所や能登中核工業団地といった産業集積がみられます。

今後は、これら既存の土地利用を継承しつつ、住民アンケートでも「計画的な土地利用」について支持する割合が高いため、適切な誘導を図り、都市機能が集積する3つのエリアを重点地域としてその機能を充実し、互いの連携を強化することにより、町全体の機能や魅力の向上を目指すとともに、町外に向けて本町の魅力を発信していきます。

また、既存集落においては、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全・安心に暮らし続けられるよう、居住環境の向上に努めます。



図一 将来土地利用の基本方向図

5-2 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）【平成16年5月：石川県】

都市計画区域マスタープランは、「石川県の都市計画に関する基本的な方針」、「広域都市圏マスタープラン」に基づき、都市計画区域ごとに、おおむね20年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

5-2-1 志賀都市計画区域マスタープラン

●都市計画の目標（都市づくりの基本理念）

「人と自然と文化のふるさと創造都市」を目指す

- ① ふるさと安心生活都市
- ② やすらぎ環境創造都市
- ③ 活力と魅力ある文化・交流都市
- ④ 参加と協働による実践都市

●主要な都市計画の決定等の方針

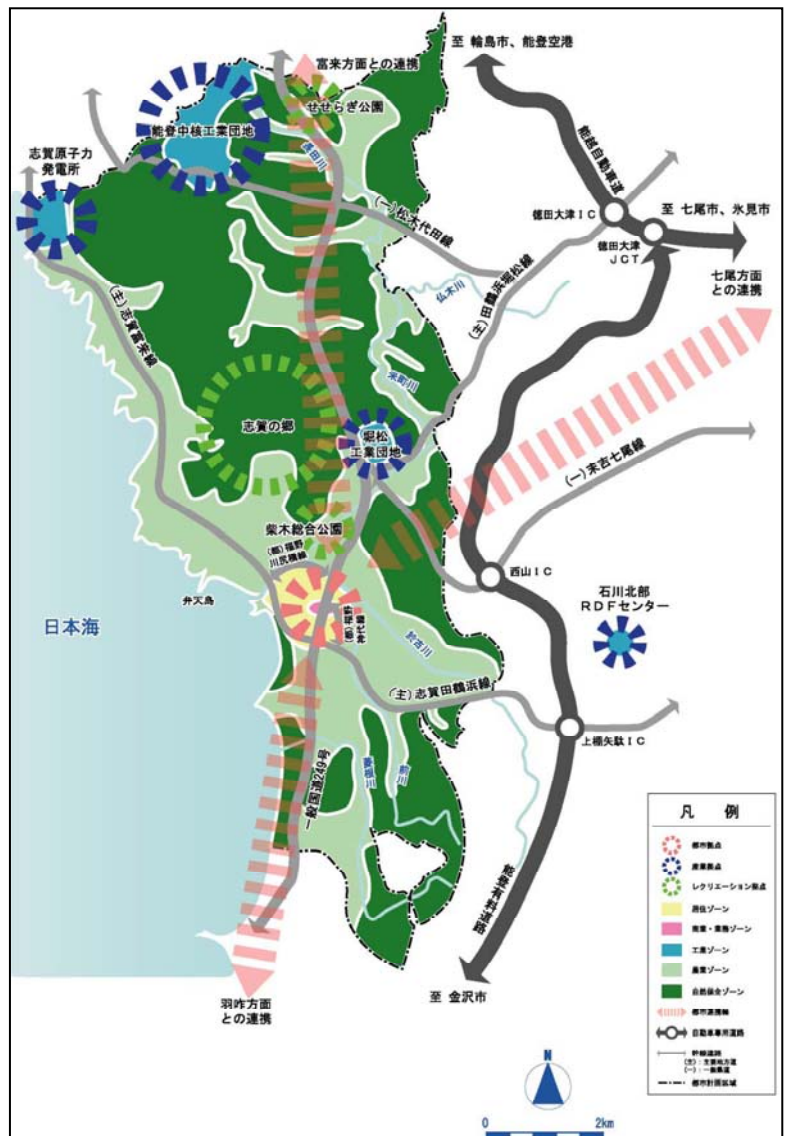
表一 主要な施設の整備目標(道路)

名称	整備内容等
3・4・1 甘田直海線（一般国道249号）	本区域においておおむね10年以内※ ¹ に一部整備（着手含む）
3・4・2 上棚上野線（主要地方道志賀田鶴浜線）	本区域においておおむね10年以内※ ¹ に一部整備（着手含む）

表二 主要な施設の整備目標(下水道)

名称	整備内容等
下水道 中央処理区 (単独公共下水道)	本区域においておおむね10年以内※ ¹ に整備（着手含む）

※1 整備目標については計画策定時点からの目標



図一 志賀都市計画区域マスタープラン 概要図

5-2-2 富来都市計画区域マスタープラン

●都市計画の目標（都市づくりの基本理念）

「能登に輝くチャームイングタウン富来」を目指す

- ① 安心して暮らせるまちづくり
- ② 心身を健康にするまちづくり
- ③ 環境に配慮したまちづくり
- ④ 交流で活気を生み出すまちづくり
- ⑤ 住民の自治を大切にするまちづくり

●主要な都市計画の決定等の方針

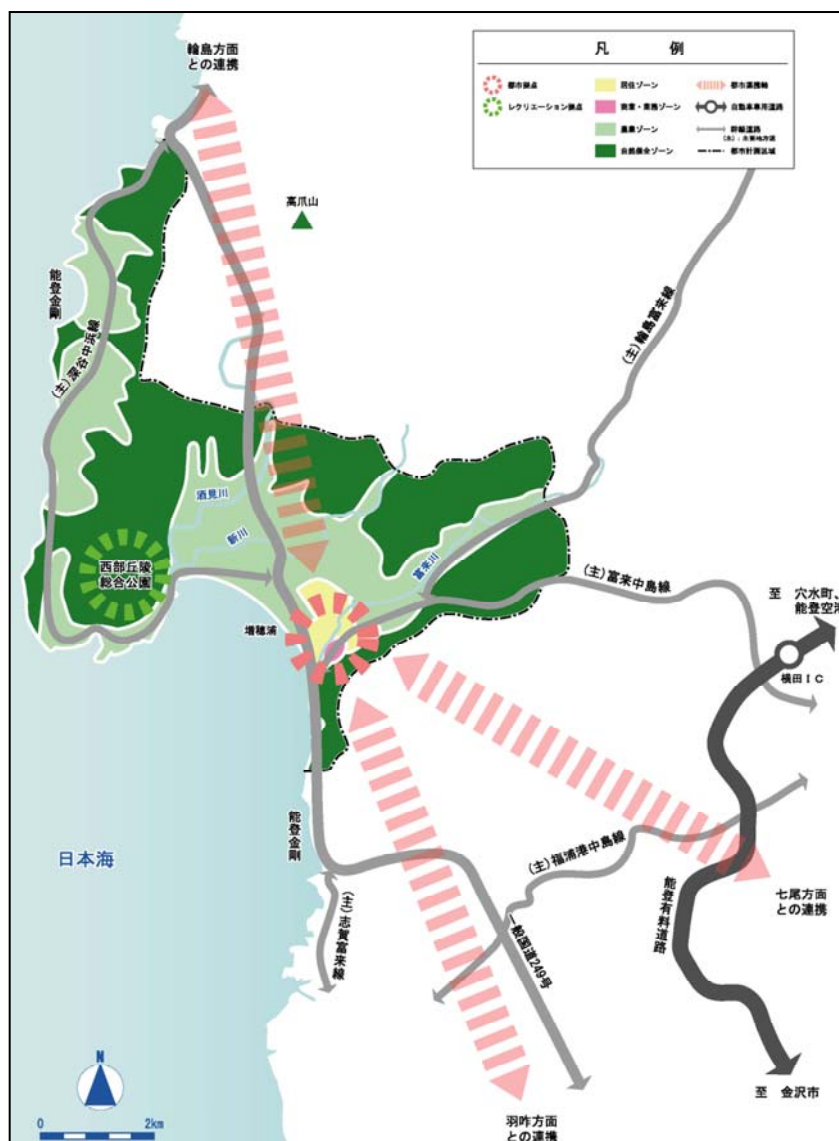
表一 主要な施設の整備目標(道路)

名称	整備内容等
3・5・4 地頭町線（主要地方道富来中島線）	本区域においておおむね 10年以内※1に一部整備（着手含む）

表二 主要な施設の整備目標(下水道)

名称	整備内容等
下水道 富来処理区（単独公共下水道）	本区域においておおむね 10年以内※1に整備（着手含む）

※1 整備目標については計画策定時点からの目標



図一 富来都市計画区域マスタープラン 概要図

6 住民意向の把握

6-1 アンケート調査の概要

都市計画マスタープラン策定にあたり、まちづくりに関する住民意向を把握し、計画に反映するため、アンケート調査を実施した。

アンケート調査の概要は、以下の通りである。

6-1-1 調査対象

志賀町在住の20歳以上の男女から無作為で抽出（志賀町の年代別・地区別人口構成を考慮）

6-1-2 調査期間

平成24年 10月1日 ～ 10月15日

6-1-3 回収率

区分		配布数	回収数	回収率
全体		4,000	1,832	45.8%
年齢別	20～29歳	402	112	27.9%
	30～39歳	400	152	38.0%
	40～49歳	400	190	47.5%
	50～59歳	801	374	46.7%
	60～69歳	801	456	56.9%
	70歳以上	1,196	512	42.8%
地域別	高浜	584	289	49.5%
	志加浦	373	173	46.4%
	堀松	320	155	48.4%
	上熊野	173	68	39.3%
	土田	402	182	45.3%
	加茂	156	93	59.6%
	下甘田	191	77	40.3%
	中甘田	296	99	33.4%
	福浦	113	49	43.4%
	熊野	113	60	53.1%
	富来	360	169	46.9%
	稗造	147	64	43.5%
	東増穂	236	100	42.4%
	西増穂	158	55	34.8%
	西海	182	78	42.9%
西浦	196	87	44.4%	

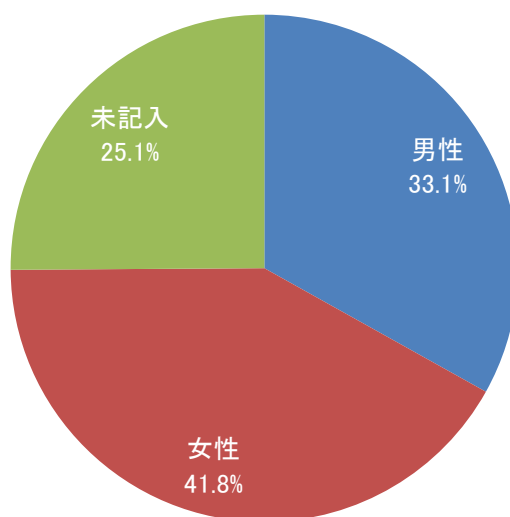
※年齢別・地域別については、未記入の回収数を除く

6-2 アンケート調査結果

問1 下記の各項目について、当てはまる番号を1つだけ選んで○をつけて下さい。

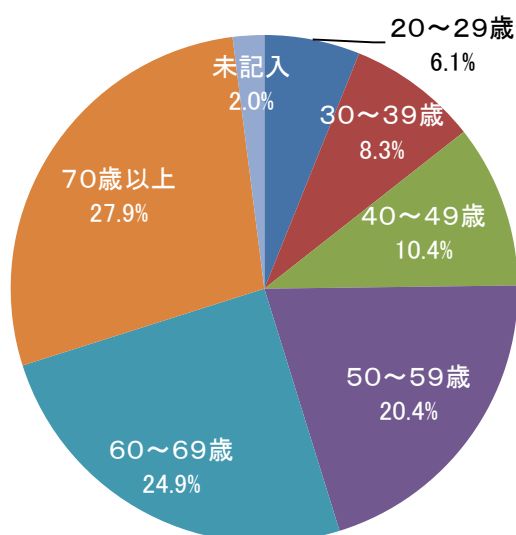
①性別

「男性」が33.1%、「女性」が41.8%と女性の回答が多い。



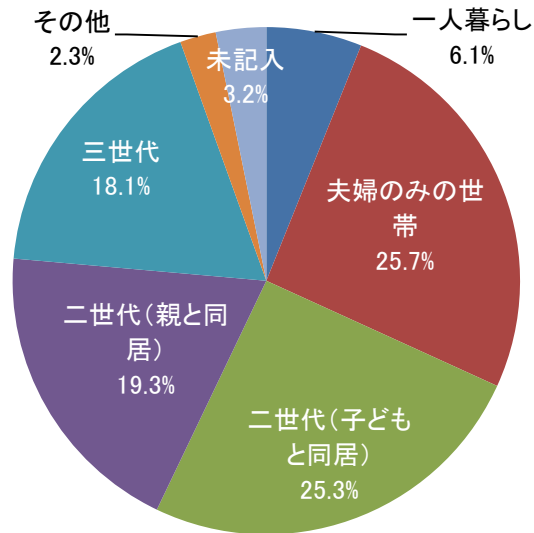
②年齢

「70歳以上」が27.9%を占め最も多く、次いで「60～69歳」が24.9%、「50～59歳」が20.4%と続く。50歳以上が全体の7割を超えており高齢の回答者が多い。



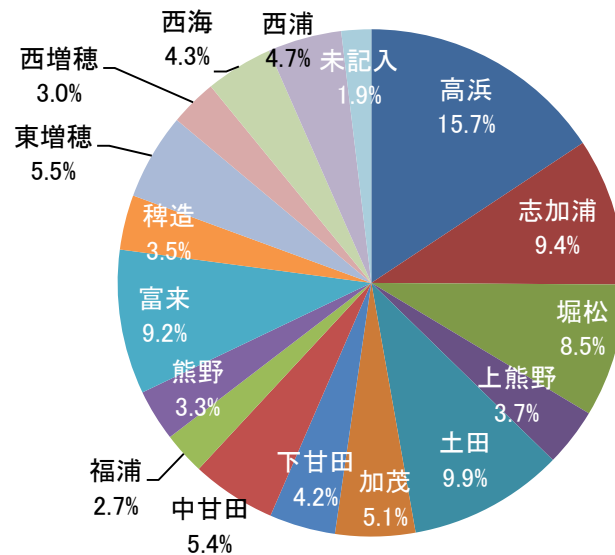
③家族構成

「夫婦のみの世帯」が25.7%を占め最も多く、次いで「二世帯(子どもと同居)」が25.3%、「二世帯(親と同居)」が19.3%と続く。



④居住地区

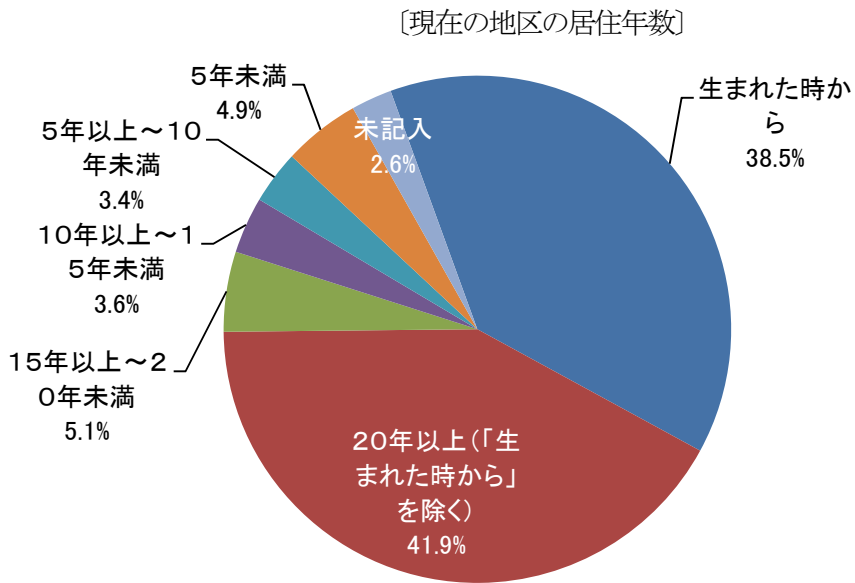
「高浜」が15.7%を占め最も多く、次いで「土田」が9.9%、「志加浦」が9.4%、「富来」が9.2%と続く。



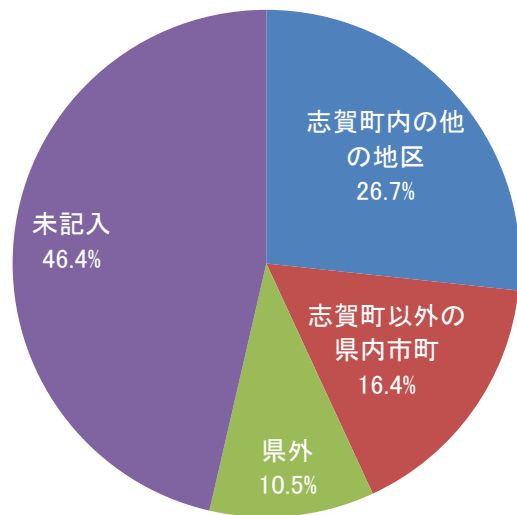
⑤現在の地区の居住年数

「20年以上（「生まれた時から」を除く）」が41.9%を占め最も多く、次いで「生まれた時から」が38.5%、「15年以上～20年未満」が5.1%と続く。20年以上が全体の8割を超えており古くから居住している住民が多い。

また、「生まれた時から」以外の回答者の現在の前の住まいは、「志賀町内の他の地区」が26.7%を占め最も多く、次いで「志賀町以外の県内市町」が16.4%、「県外」が10.5%と続く。

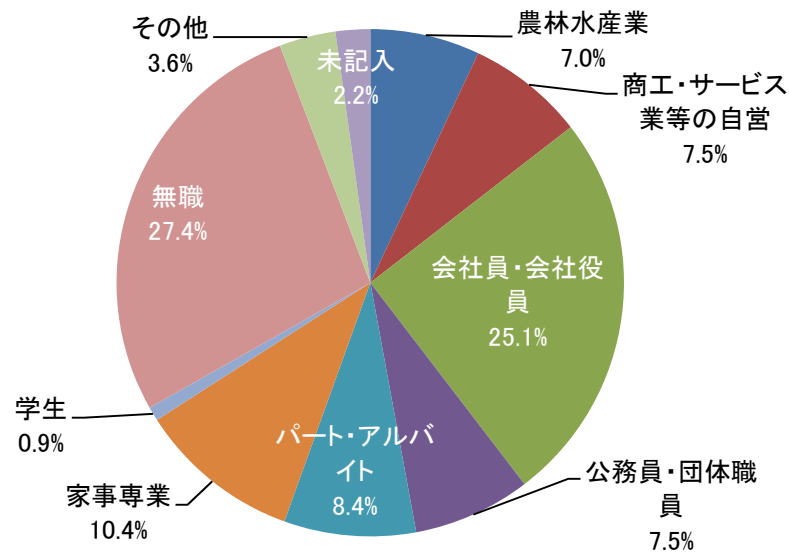


[「生まれた時から」以外の回答者の現在の前の住まい]



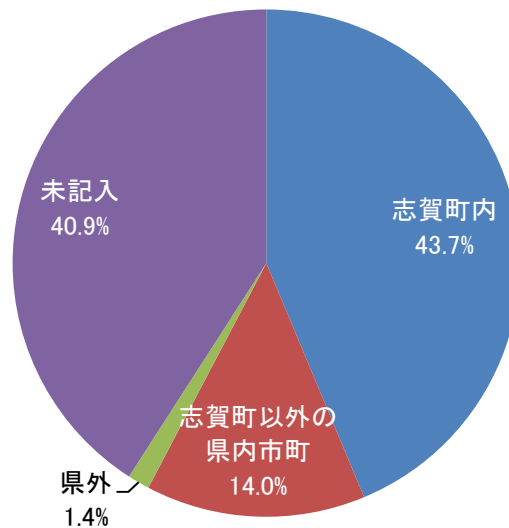
⑥職業

「無職」が27.4%を占め最も多く、次いで「会社員・会社役員」が25.1%、「家事専業」が10.4%と続く。



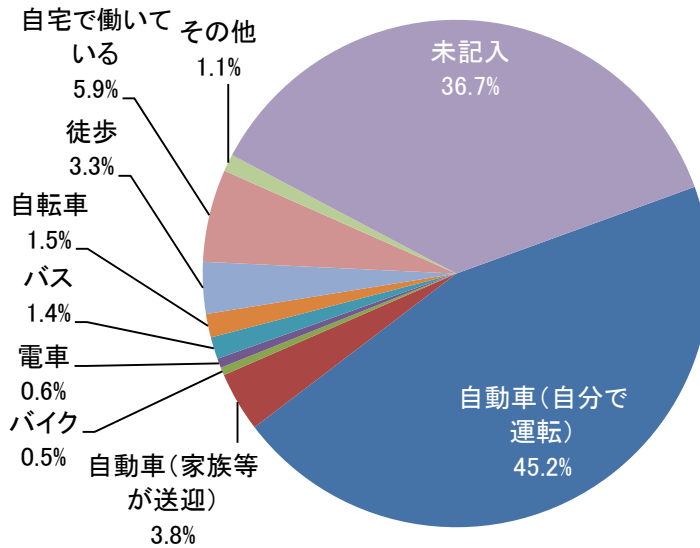
⑦通勤・通学先

「志賀町内」が43.7%を占め最も多く、次いで「志賀町以外の県内市町」が14.0%、「県外」が1.4%と続く。



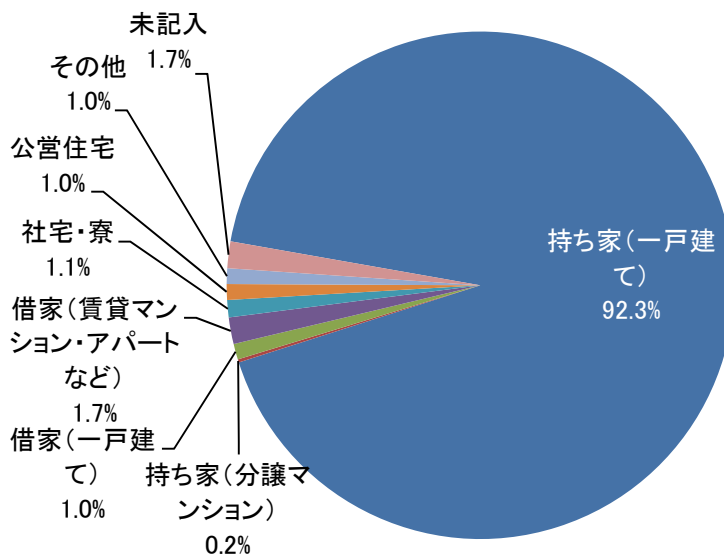
⑧通勤・通学の主な交通手段

「自動車（自分で運転）」が45.2%を占め最も多く、次いで「自宅で働いている」が5.9%、「自動車（家族等が送迎）」が3.8%と続く。



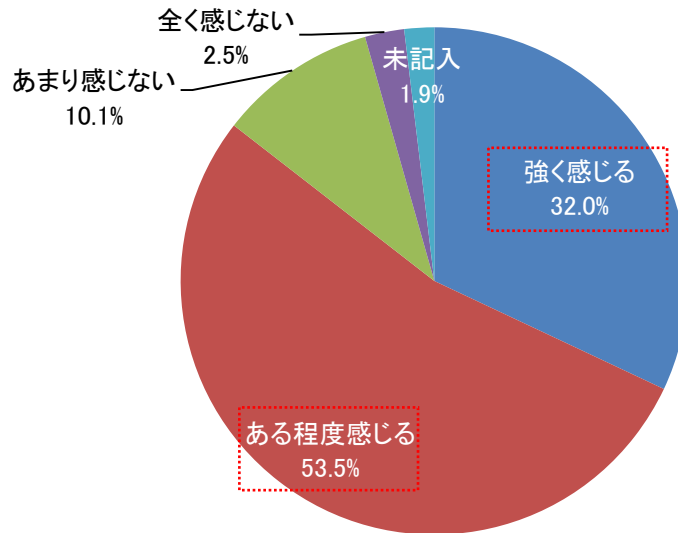
⑨お住まい

「持ち家（一戸建て）」が92.3%を占め最も多く、次いで「借家（賃貸マンション・アパートなど）」が1.7%、「社宅・寮」が1.1%と続く。



問2 お住まいの地区に対して愛着を感じますか。(1つだけ○)

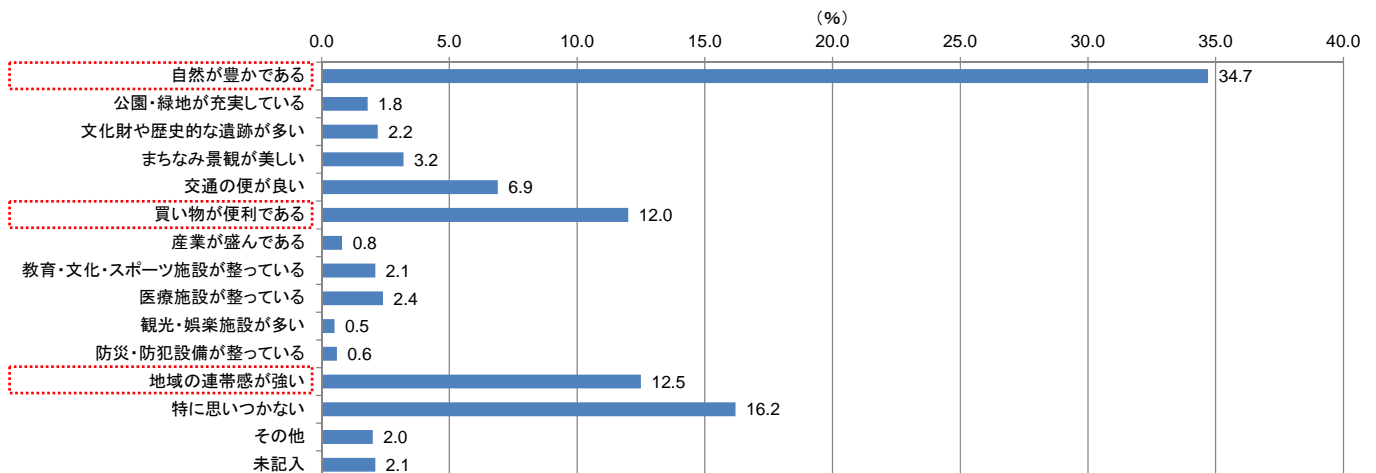
「ある程度感じる」が53.5%を占め最も多く、次いで「強く感じる」が32.0%、「あまり感じない」が10.1%と続く。愛着を感じる(「強く感じる」と「ある程度感じる」の合計)との回答が全体の8割を超えており、住民の居住地区に対する愛着の高さが感じられる。



問3 お住まいの地区で「他の地区より優れている」、または「他の地区より魅力がある」と思えるのはどのようなところですか。(2つまで○)

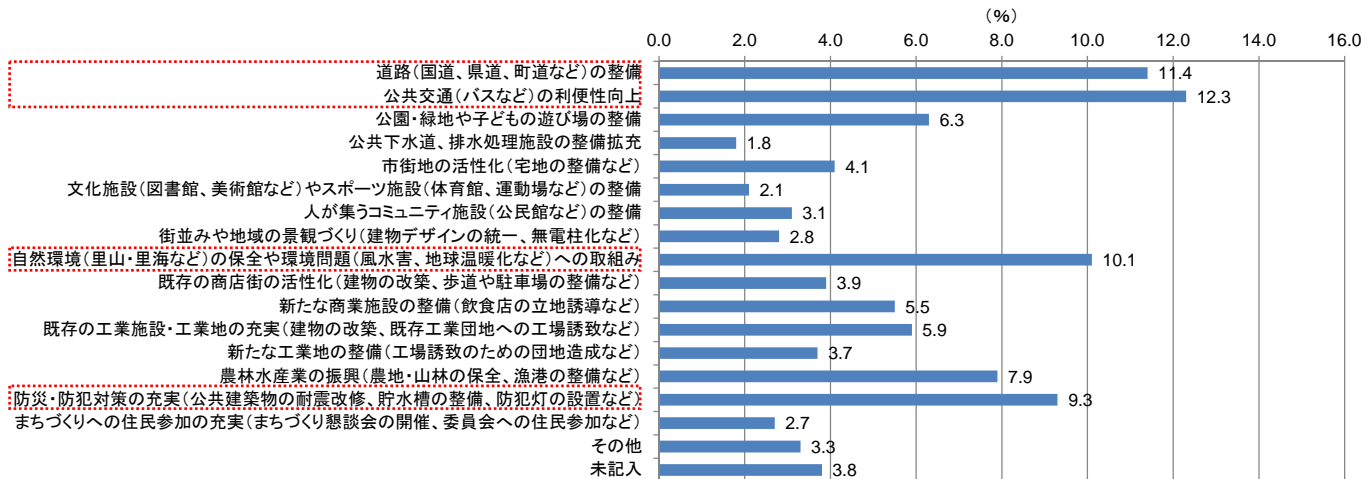
「自然が豊かである」が34.7%を占め最も多く、次いで「特に思いつかない」が16.2%、「地域の連帯感が強い」が12.5%、「買い物が便利である」が12.0%と続く。

豊かな自然、地域の連帯感、買い物の利便性などに魅力を感じている住民が多い一方で、地区の魅力が思いつかない住民も多く、地区特性の欠如、地区の平準化がうかがえる。



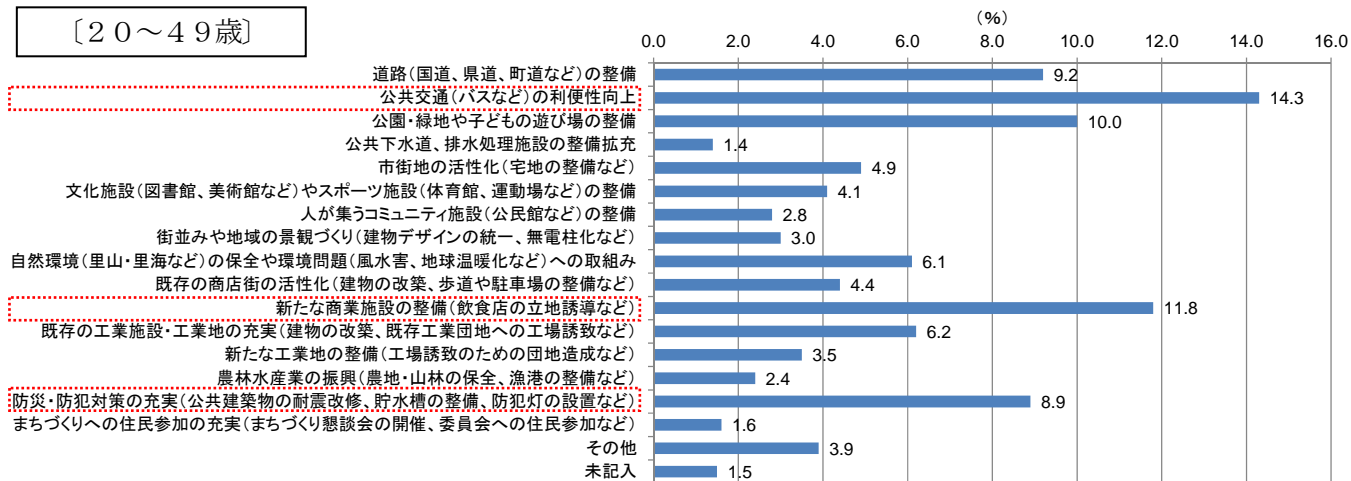
問4 お住まいの地区において、特に力を入れてほしいことは何ですか。(2つまで○)

「公共交通（バスなど）の利便性向上」が12.3%を占め最も多く、次いで「道路（国道、県道、町道など）の整備」が11.4%、「自然環境（里山・里海など）の保全や環境問題（風水害、地球温暖化など）への取組み」が10.1%、「防災・防犯対策の充実（公共建築物の耐震改修、貯水槽の整備、防犯灯の設置など）」が9.3%と続く。
 道路交通に対する要望が多いほか、自然の保全・環境問題や防災に関する住民意識の高まりが感じられる。

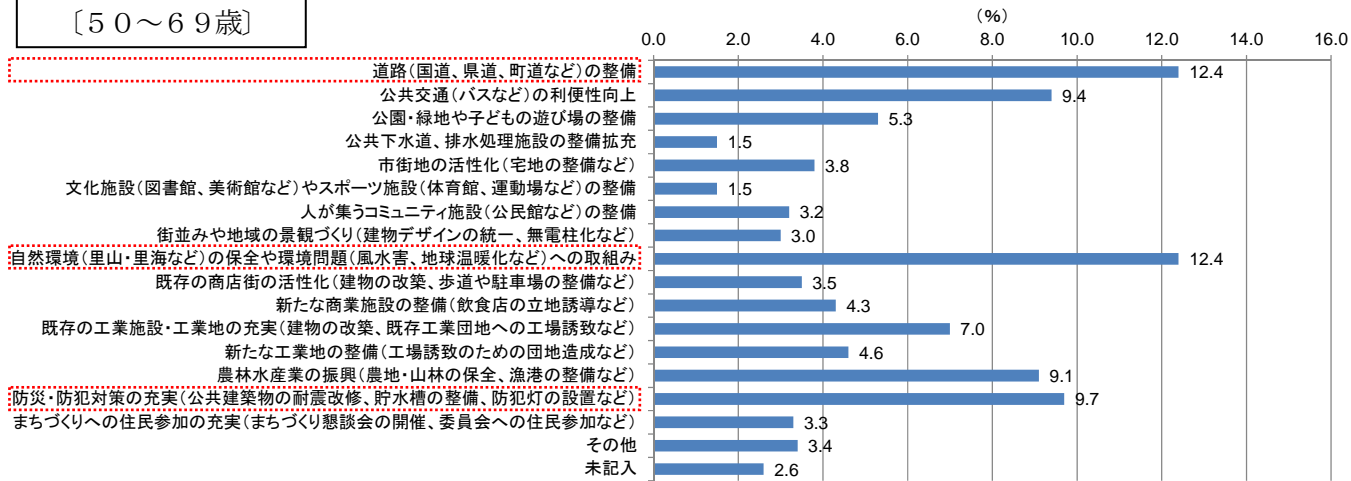


年齢別では、20～49歳で「公共交通（バスなど）の利便性向上」、「新たな商業施設の整備（飲食店の立地誘導など）」、50～69歳で「道路（国道、県道、町道など）の整備」、「自然環境（里山・里海など）の保全や環境問題（風水害、地球温暖化など）への取組み」、70歳以上で「公共交通（バスなど）の利便性向上」、「道路（国道、県道、町道など）の整備」の回答が多い。

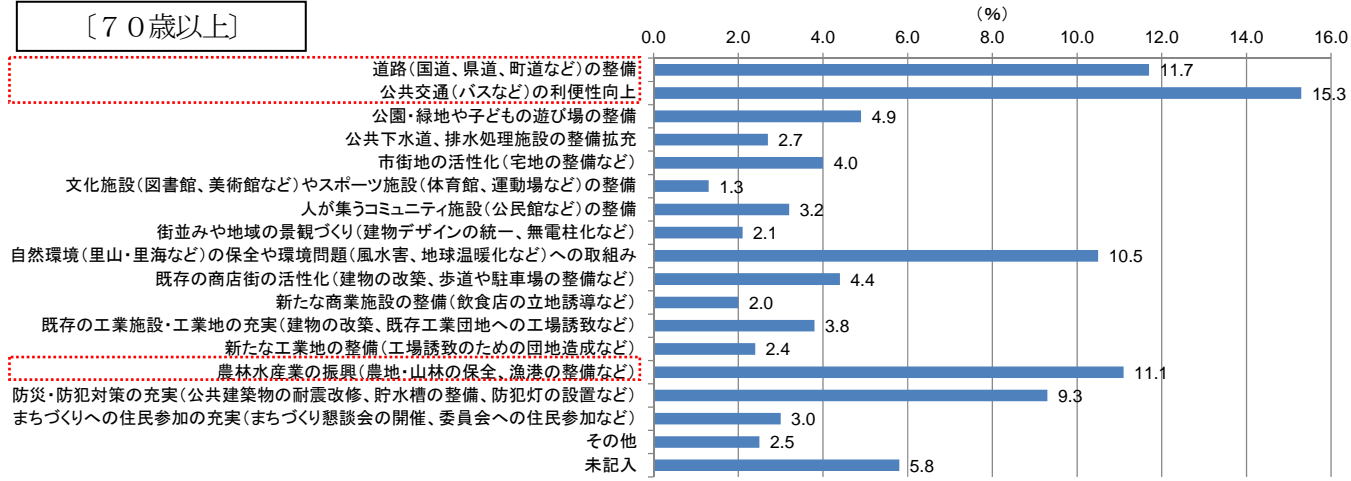
〔20～49歳〕



〔50～69歳〕

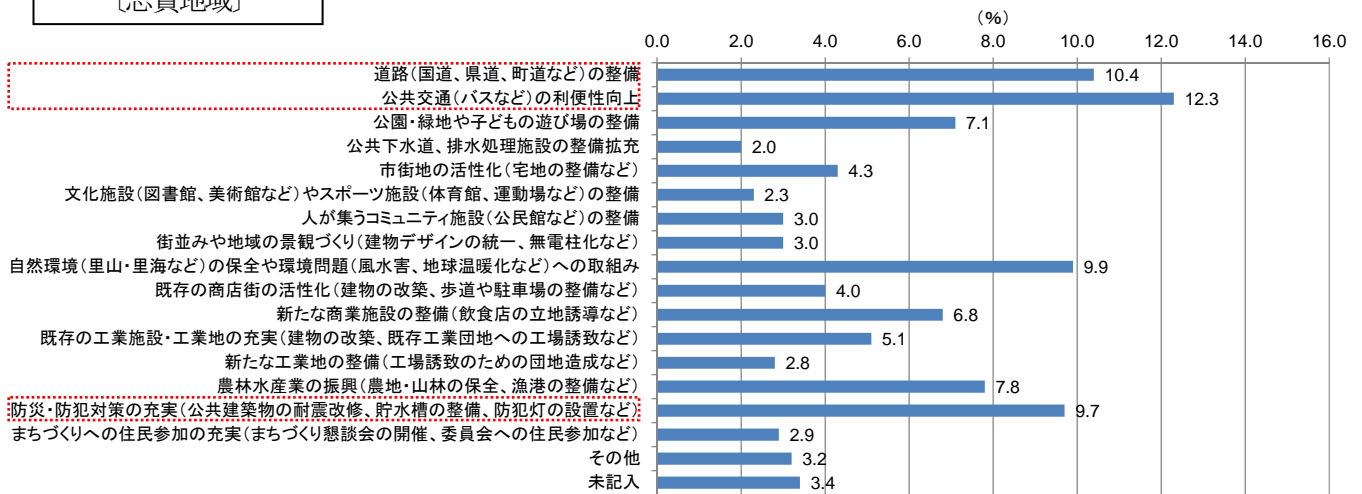


〔70歳以上〕

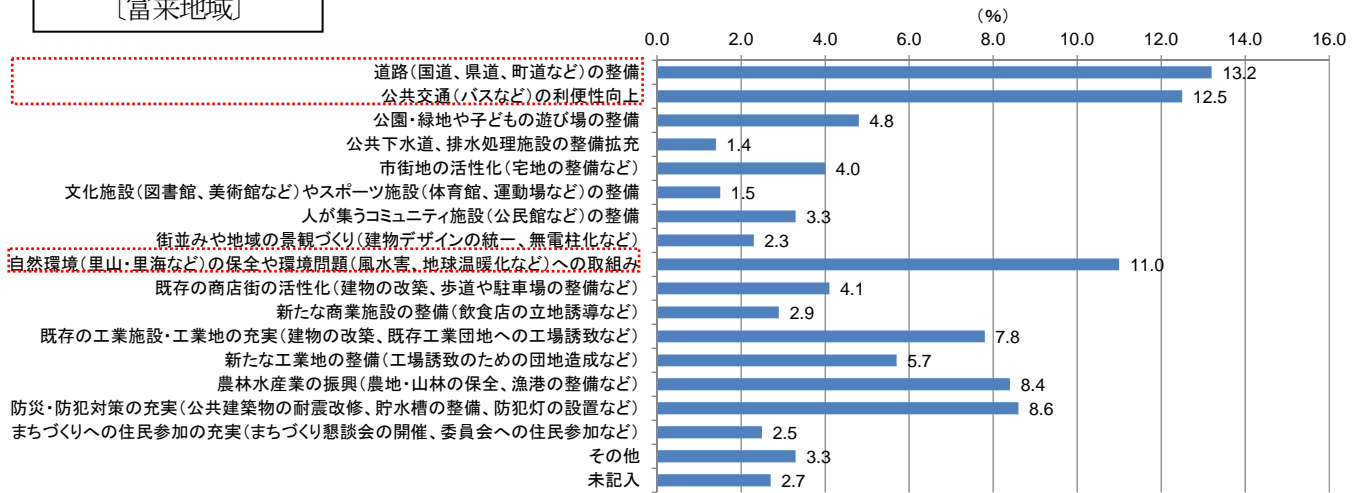


地域別では、志賀地域で「公共交通(バスなど)の利便性向上」、「道路(国道、県道、町道など)の整備」、富来地域で「道路(国道、県道、町道など)の整備」、「公共交通(バスなど)の利便性向上」の回答が多い。

〔志賀地域〕



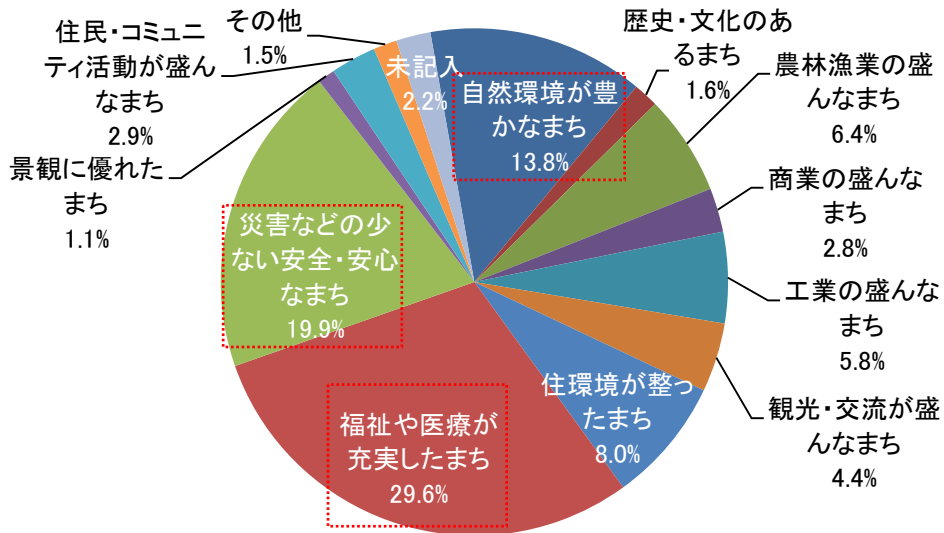
〔富来地域〕



問5 志賀町の将来イメージについて

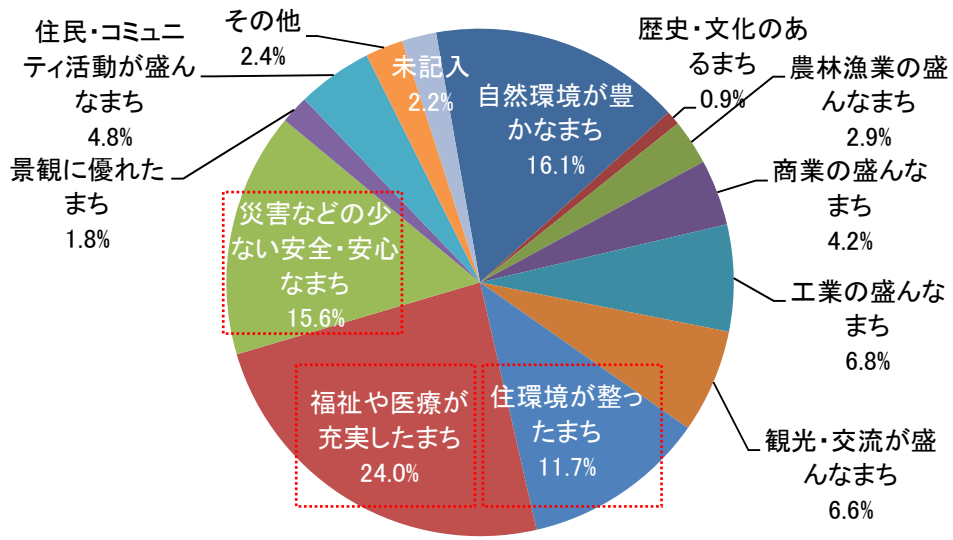
将来の志賀町について、どのようなまちになって欲しいですか。(1つだけ〇)

「福祉や医療が充実したまち」が29.6%を占め最も多く、次いで「災害などの少ない安全・安心なまち」が19.9%、「自然環境が豊かなまち」が13.8%と続く。
福祉・医療の充実したまち、安全・安心なまちの回答が多い背景には、少子高齢化の進行、東日本大震災などの大規模災害が影響しているものと考えられる。

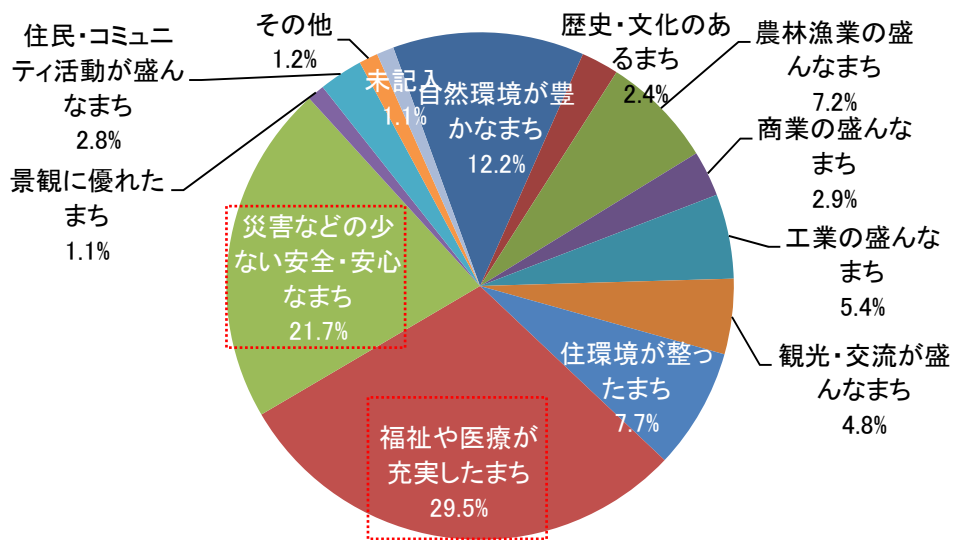


年齢別では、20～49歳、50～69歳、70歳以上ともに「福祉や医療が充実したまち」、「災害などの少ない安全・安心なまち」の回答が多い。また、「福祉や医療が充実したまち」については、年代が高くなるに従い、その割合も高くなっている。

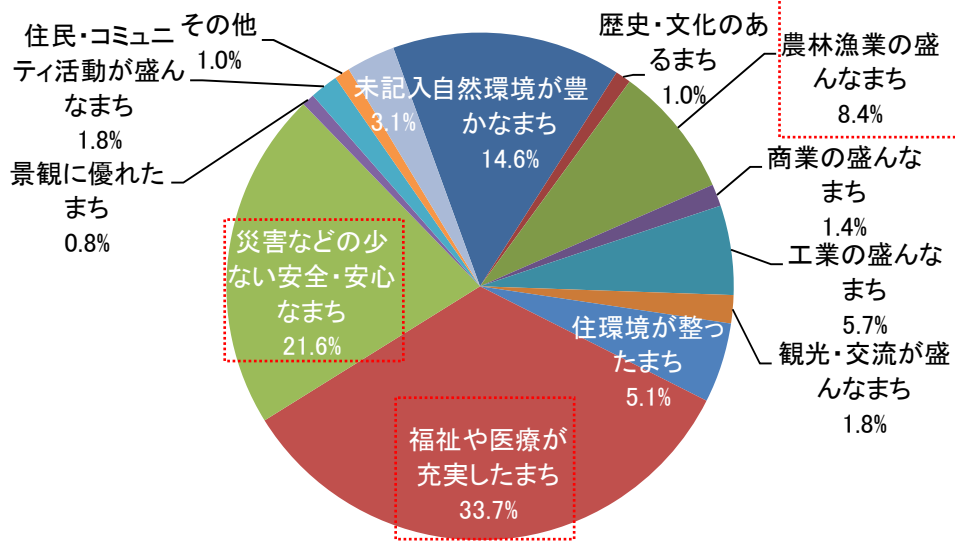
[20～49歳]



[50～69歳]

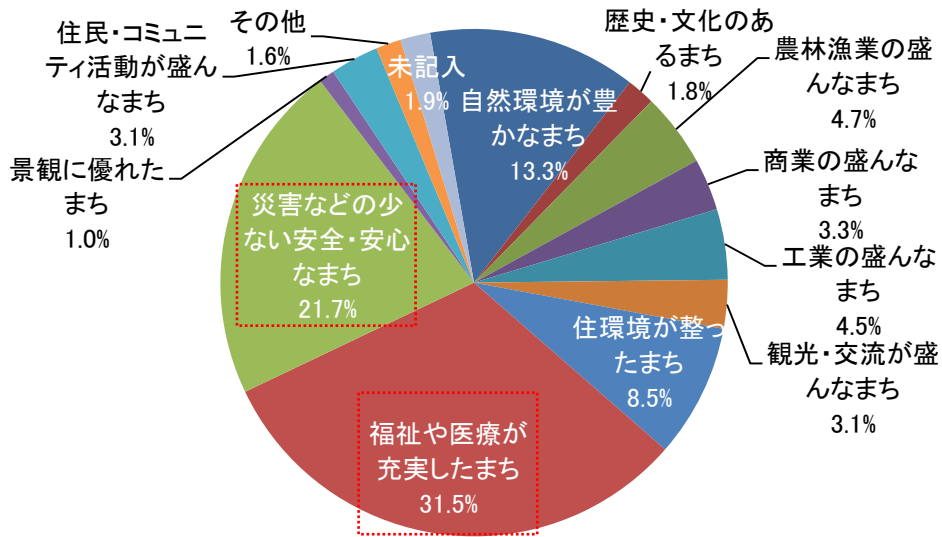


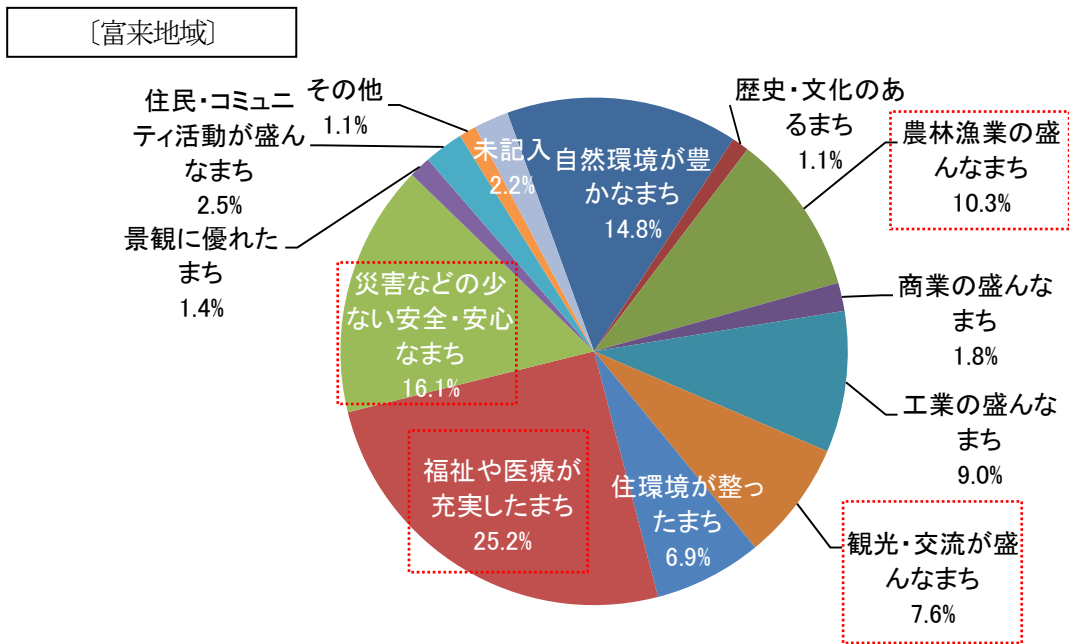
〔70歳以上〕



地域別では、志賀地域、富来地域ともに「福祉や医療が充実したまち」、「災害などの少ない安全・安心なまち」の回答が多い。

〔志賀地域〕

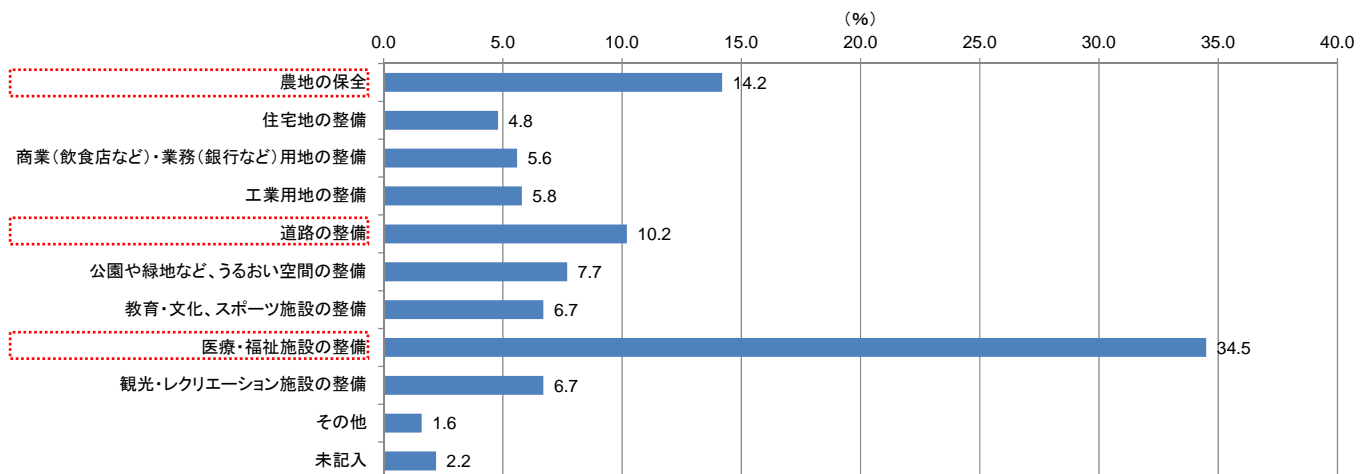




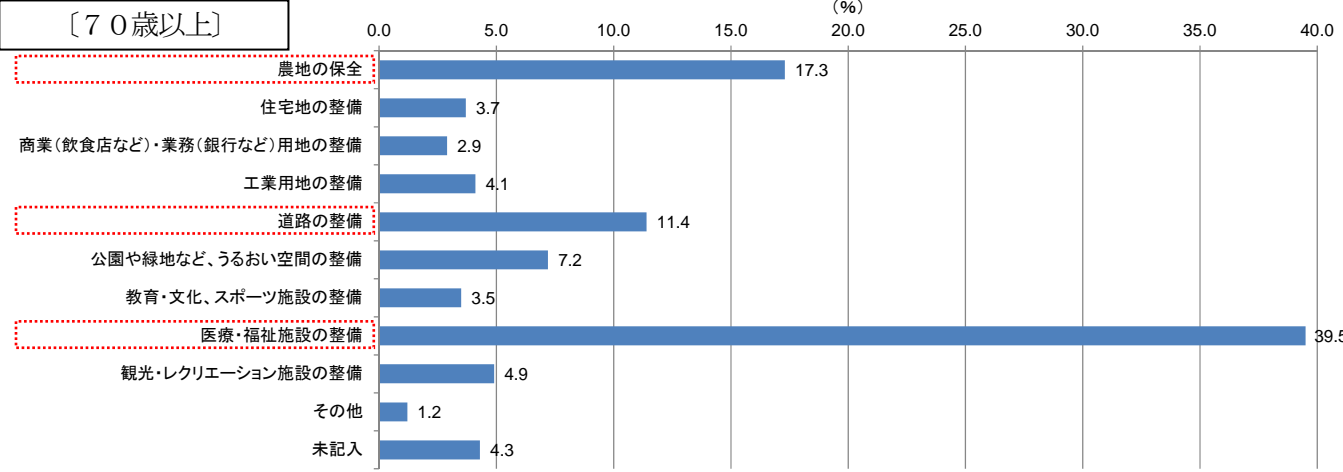
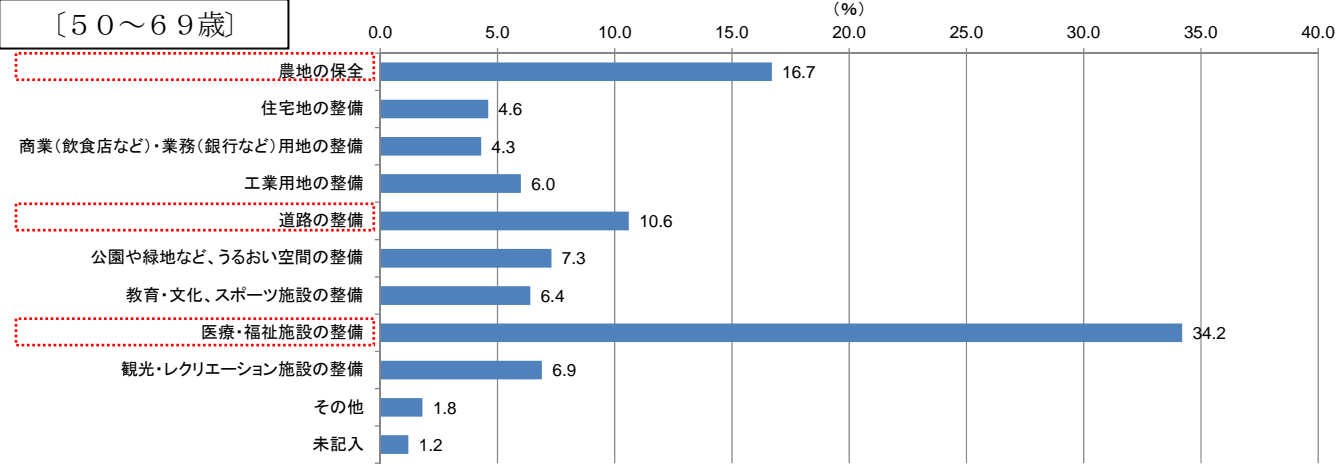
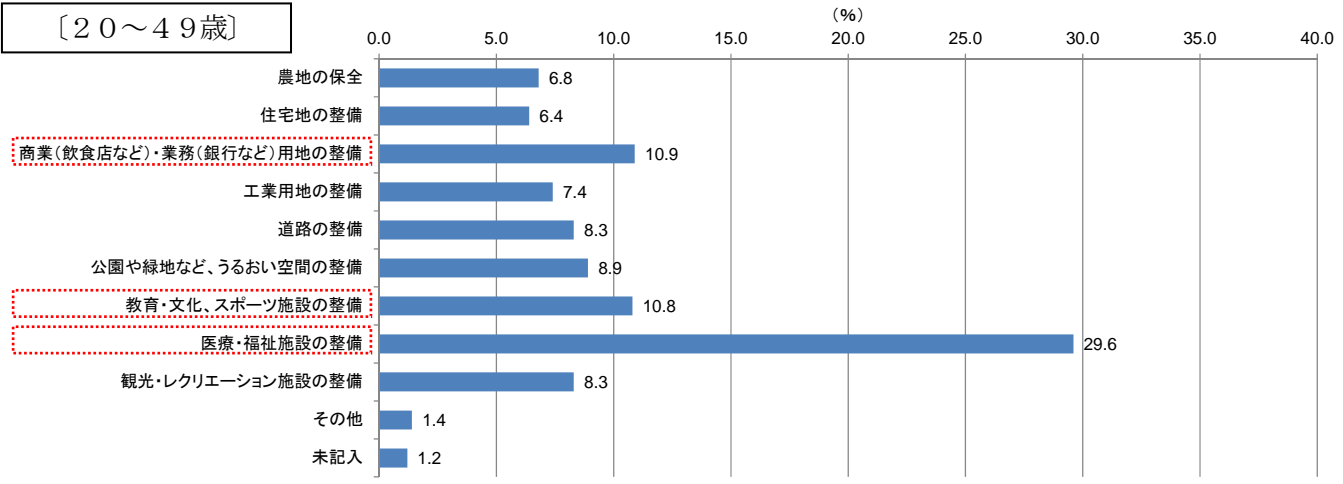
問6 将来の土地利用・都市施設について

志賀町全体の土地利用やまちに必要な施設（道路、公園、学校、病院など）の整備について、何を重点的に進めていくことが望ましいと思いますか。（2つまで○）

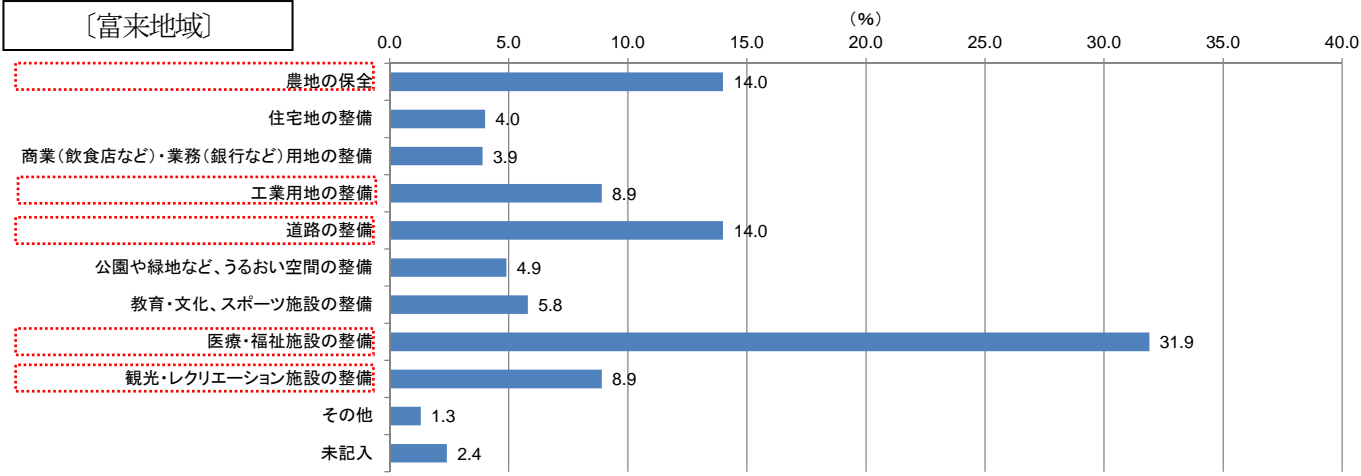
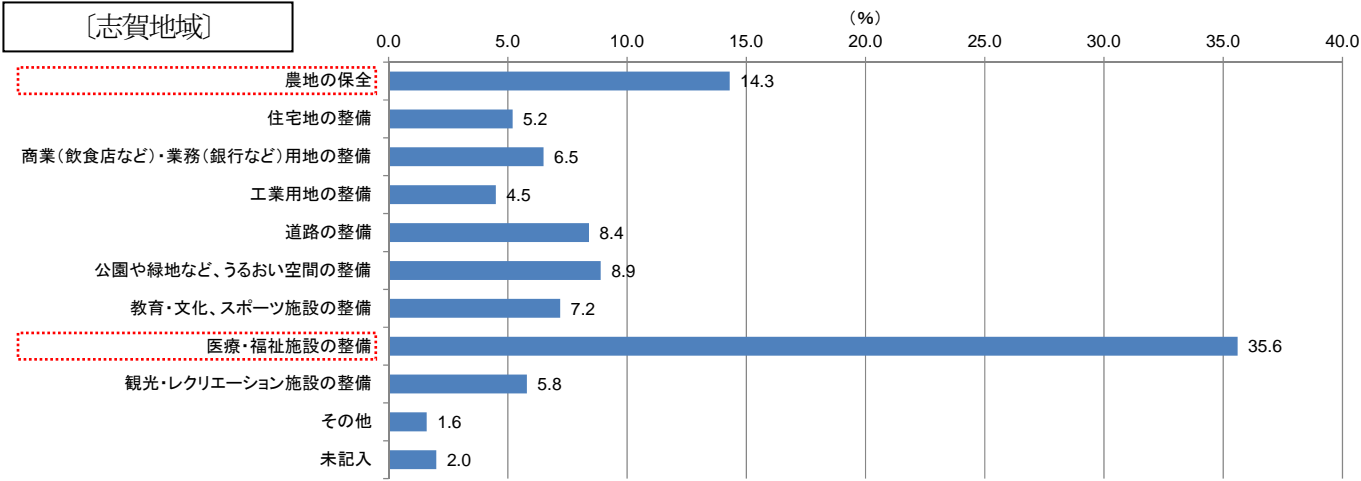
「医療・福祉施設の整備」が34.5%を占め最も多く、次いで「農地の保全」が14.2%、「道路の整備」が10.2%と続く。医療・福祉施設の整備との回答が突出して多く、少子高齢化の進行を背景とした施設の充実が求められているものと考えられる。



年齢別では、20～49歳で「医療・福祉施設の整備」、「商業（飲食店など）・業務（銀行など）用地の整備」、50～69歳、70歳以上で「医療・福祉施設の整備」、「農地の保全」の回答が多い。



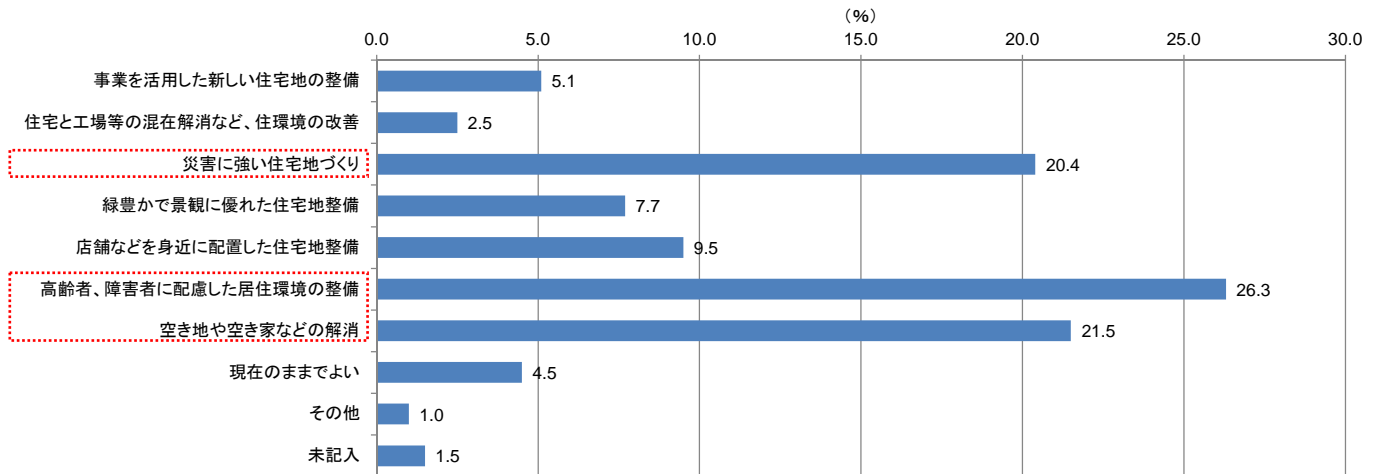
地域別では、志賀地域で「医療・福祉施設の整備」、「農地の保全」、富来地域で「医療・福祉施設の整備」、「農地の保全」、「道路の整備」の回答が多い。



問7 住宅地について

良好な住宅地の形成に向けて、どのような取り組みが重要だと思いますか。(2つまで○)

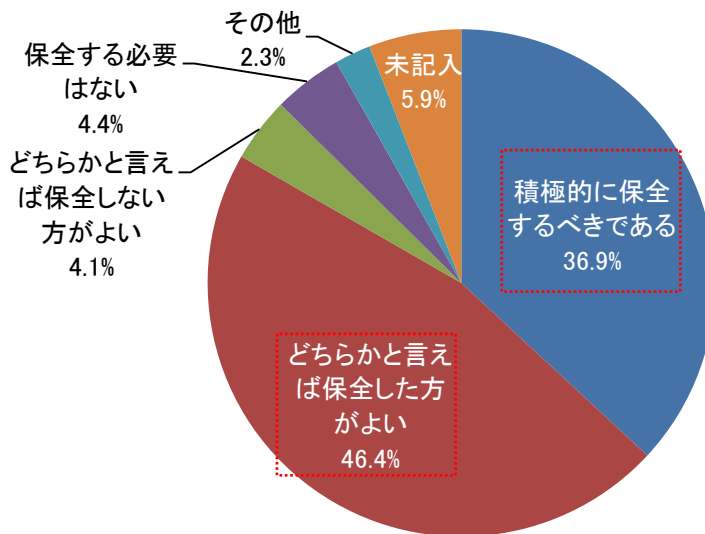
「高齢者、障害者に配慮した居住環境の整備」が26.3%を占め最も多く、次いで「空き地や空き家などの解消」が21.5%、「災害に強い住宅地づくり」が20.4%と続く。問5将来イメージでもうかがえた高齢化への対応や災害への備えに関する住民意向のほか、空き地・空き家対策の意向が特筆される。



問8 農地について

今後の農地のあり方について、どのようにお考えですか。(1つだけ○)

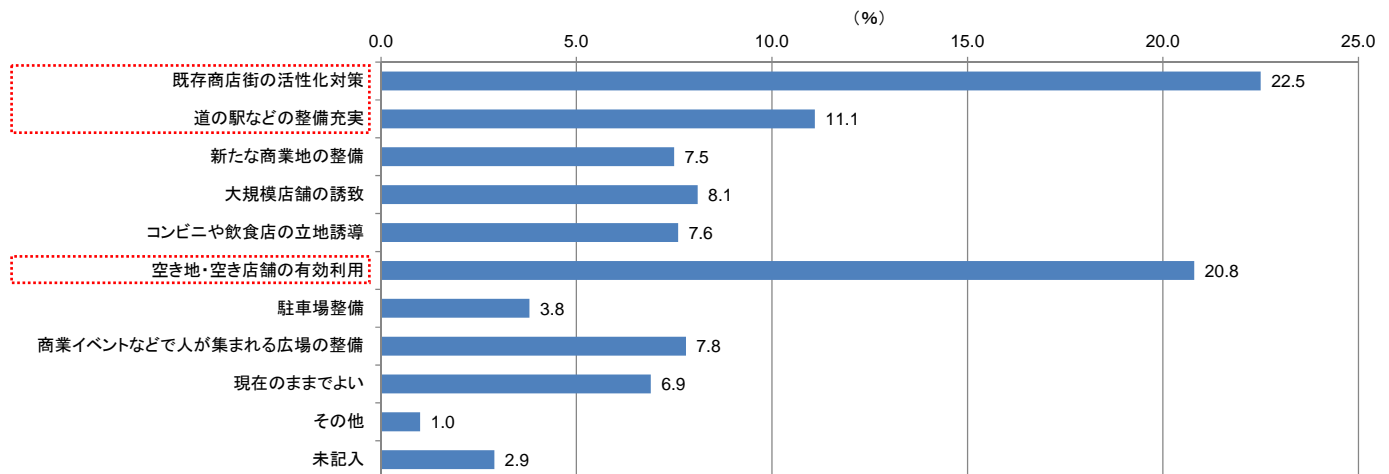
「どちらかと言えば保全した方がよい」が46.4%を占め最も多く、次いで「積極的に保全すべきである」が36.9%、「保全する必要はない」が4.4%と続く。
農地保全（「積極的に保全すべきである」と「どちらかと言えば保全した方がよい」の合計）との回答が全体の8割を超えている。



問9 商業地について

良好な商業地の形成に向けて、どのような取り組みが重要だと思いますか。(2つまで○)

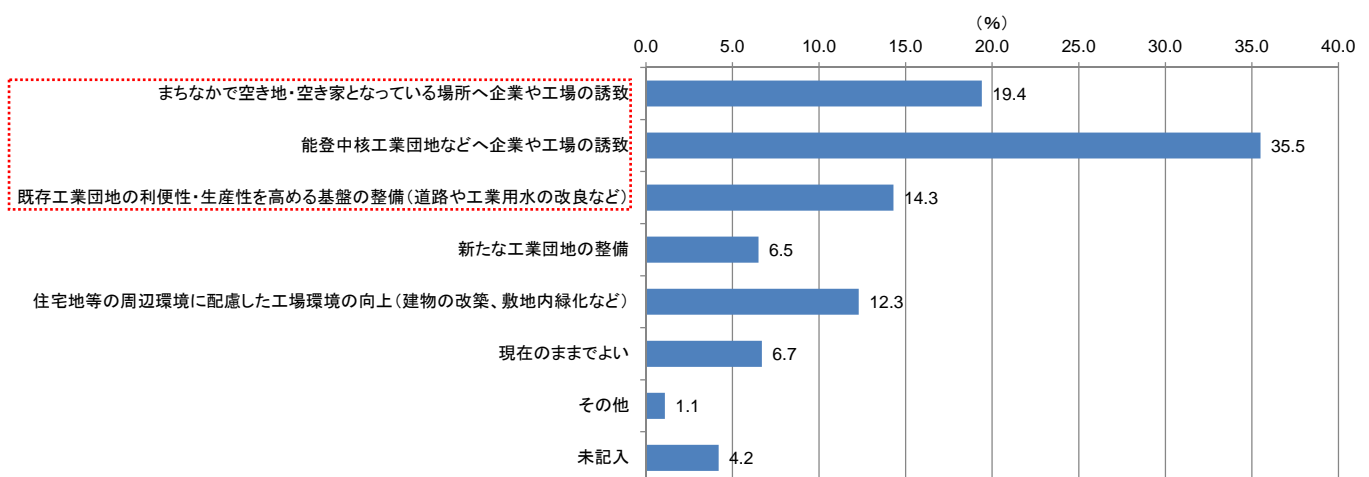
「既存商店街の活性化対策」が22.5%を占め最も多く、次いで「空き地・空き店舗の有効利用」が20.8%、「道の駅などの整備充実」が11.1%と続く。既存商店街の再生、空き店舗などの既存ストックの活用を優先的に考えていることがうかがえる。



問10 工業地について

良好な工業地の形成に向けて、どのような取り組みが重要だと思いますか。(2つまで○)

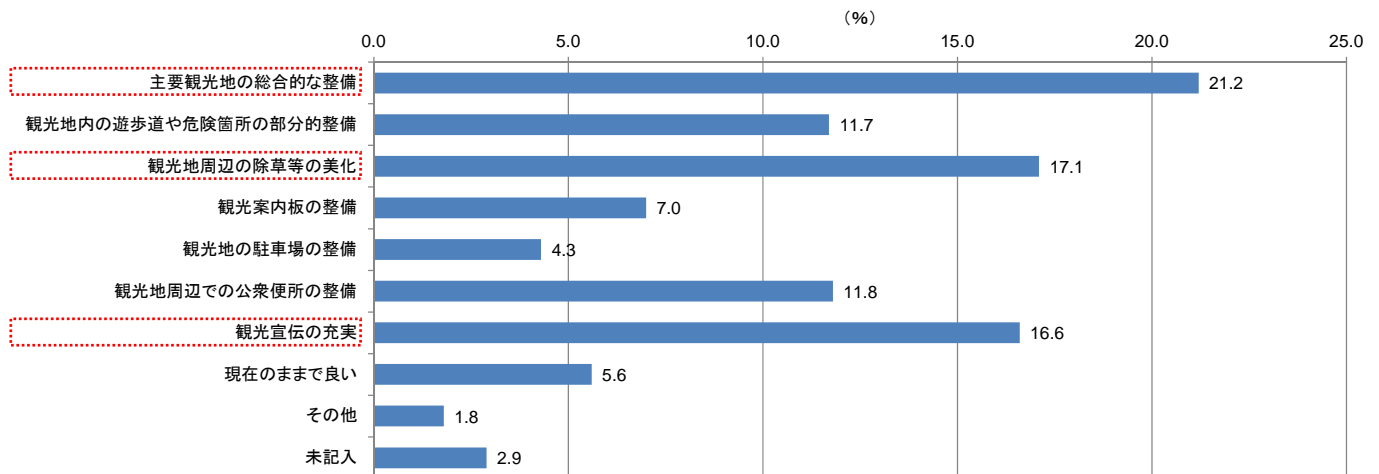
「能登中核工業団地などへ企業や工場の誘致」が35.5%を占め最も多く、次いで「まちなかで空き地・空き家となっている場所へ企業や工場の誘致」が19.4%、「既存工業団地の利便性・生産性を高める基盤の整備（道路や工業用水の改良など）」が14.3%と続く。



問11 観光地について

観光地の形成に向けて、どのような取り組みが重要だと思いますか。(2つまで○)

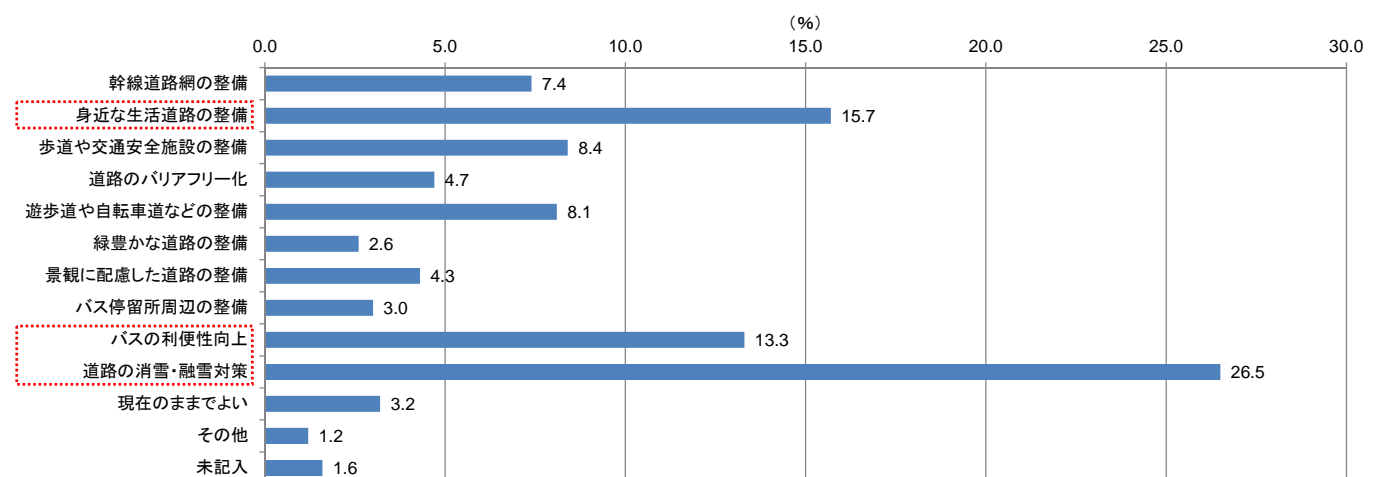
「主要観光地の総合的な整備」が21.2%を占め最も多く、次いで「観光地周辺の除草等の美化」が17.1%、「観光宣伝の充実」が16.6%と続く。観光地の総合的な整備のほか、美化や情報発信などのソフト的な取り組みについても重視されている。



問12 道路や公共交通について

道路整備や公共交通のあり方について、どのような取り組みが重要だと思いますか。(2つまで○)

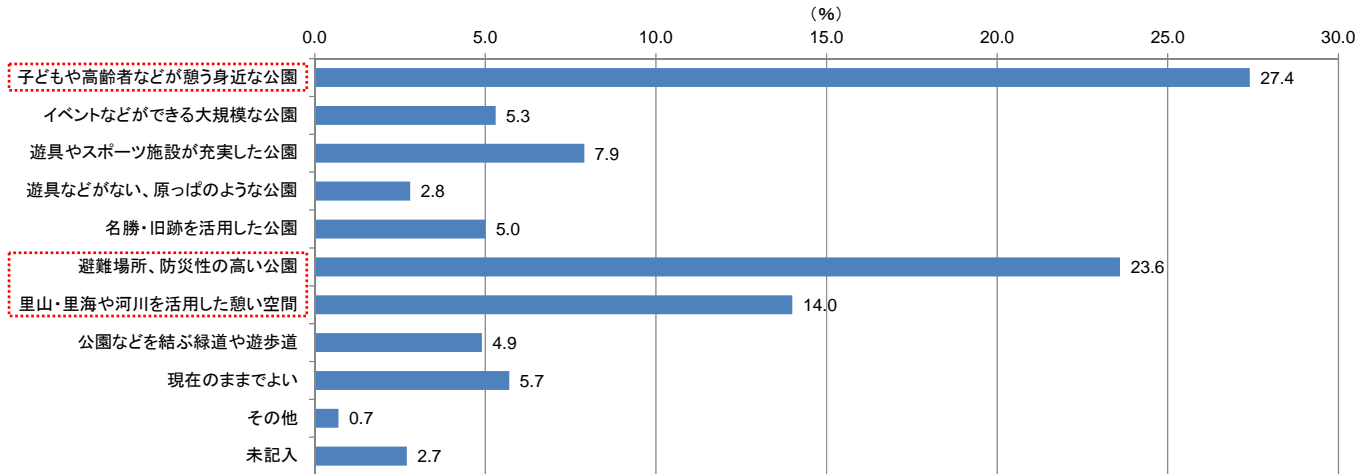
「道路の消雪・融雪対策」が26.5%を占め最も多く、次いで「身近な生活道路の整備」が15.7%、「バスの利便性向上」が13.3%と続く。冬期間の雪対策、生活道路の整備、バスの利便性など、生活に密接した道路・交通環境の改善が求められている。



問13 公園や緑地について

今後どのような公園・緑地を整備・充実させるべきだとお考えですか。(2つまで○)

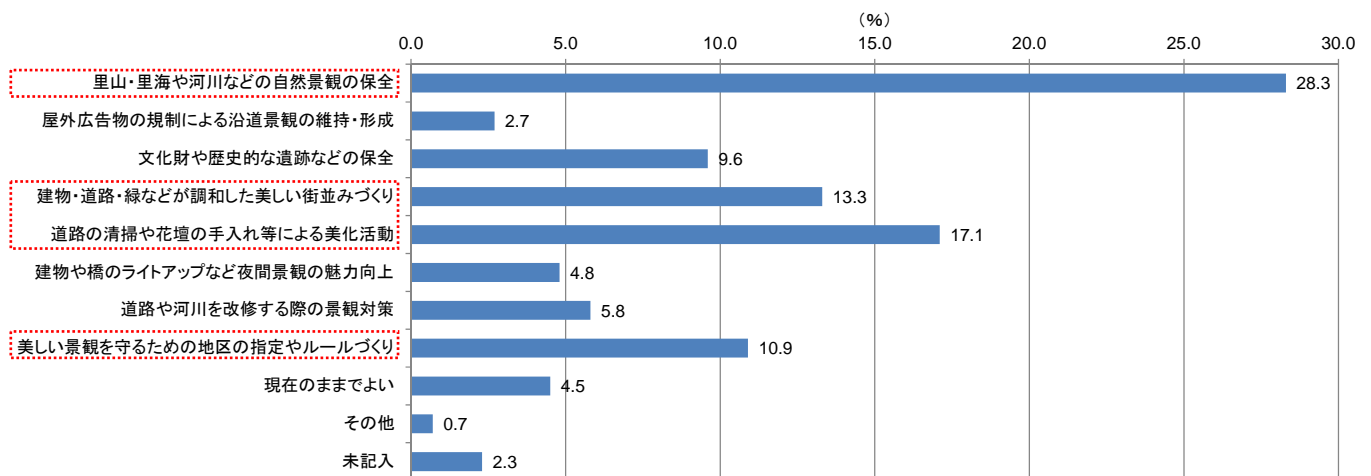
「子どもや高齢者などが憩う身近な公園」が27.4%を占め最も多く、次いで「避難場所、防災性の高い公園」が23.6%、「里山・里海や河川を活用した憩い空間」が14.0%と続く。問5将来イメージでもうかがえた少子高齢化への対応や災害への備えを背景とした公園・緑地づくりに対する住民意向が感じられる。



問14 景観形成について

個性的で魅力ある景観づくりを進めていくために、どのような取り組みが重要だと思いますか。(2つまで○)

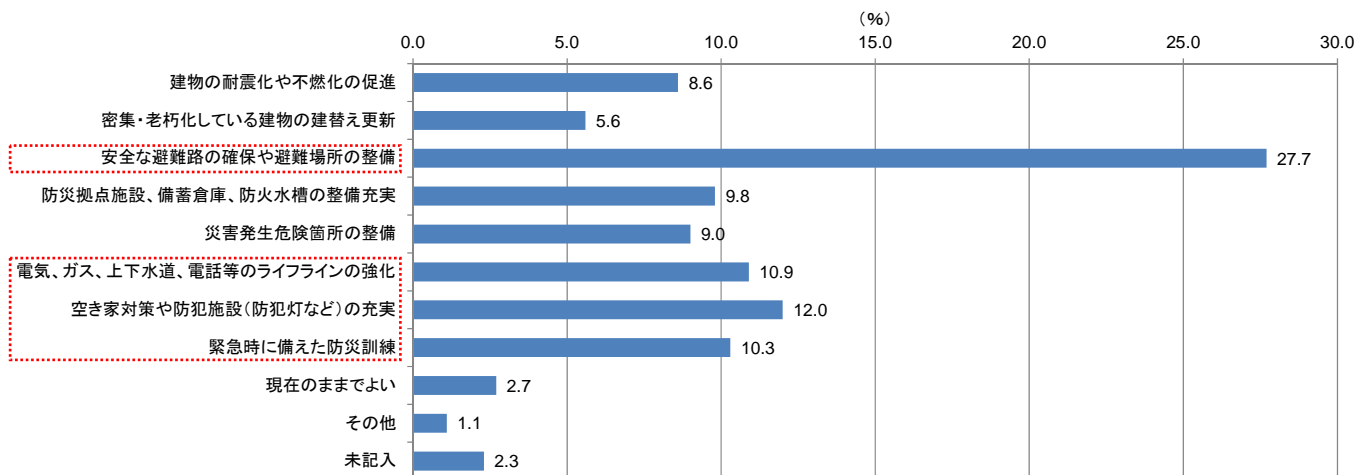
「里山・里海や河川などの自然景観の保全」が28.3%を占め最も多く、次いで「道路の清掃や花壇の手入れ等による美化活動」が17.1%、「建物・道路・緑などが調和した美しい街並みづくり」が13.3%、「美しい景観を守るための地区の指定やルールづくり」が10.9%と続く。



問15 防災・防犯について

災害などに強いまちづくりを進めていくために、どのような取り組みが重要だと思いますか。(2つまで○)

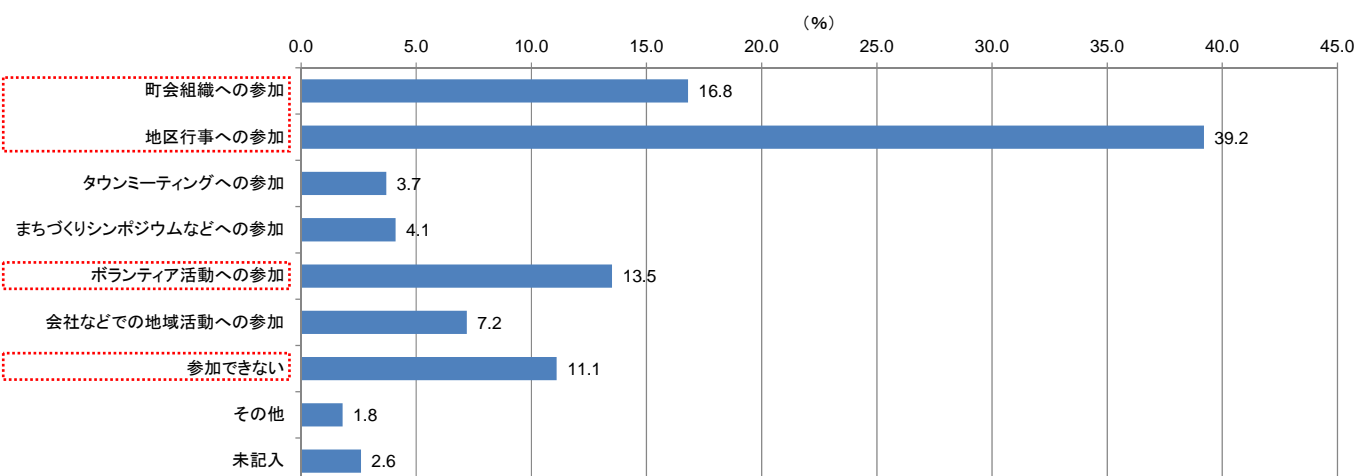
「安全な避難路の確保や避難場所の整備」が27.7%を占め最も多く、次いで「空き家対策や防犯施設(防犯灯など)の充実」が12.0%、「電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインの強化」が10.9%、「緊急時に備えた防災訓練」が10.3%と続く。



問16 まちづくりの住民参加について

まちづくりの住民参加について、あなたはどのような活動に参加できますか。(2つまで○)

「地区行事への参加」が39.2%を占め最も多く、次いで「町会組織への参加」が16.8%、「ボランティア活動への参加」が13.5%、「参加できない」が11.1%と続く。地域での身近なまちづくり活動については、住民の参加意欲が高いと考えられる。



7 都市の課題整理

都市計画マスタープランの必要性、都市の現状、上位計画、住民意向（アンケート調査）を踏まえ、都市の課題を整理する。

1. 都市計画マスタープランの必要性

- ①新町誕生後のまちづくりビジョンの策定 ②大規模災害に備えた防災まちづくり
- ③人口減少傾向・少子高齢化への対応 ④交流人口の拡大と町の活性化
- ⑤豊かな自然と人の暮らしが調和した環境の保全・活用

2. 都市の現状調査

- ①位置・地勢
 - ・石川県・能登半島中央部に位置、南北に細長い
 - ・豊かな自然に恵まれ、奇岩・怪石や白砂青松の海岸線は能登半島国定公園の一部
 - ・「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定
 - ・丘陵地にある志賀の郷リゾートなど多様な観光資源
 - ・能登半島における地域開発の拠点として整備された能登中核工業団地
- ②歴史・文化
 - ・平成 17 年に旧志賀町と富来町が合併し、新たな志賀町の誕生
 - ・縄文時代などの遺跡、奈良・平安時代の渤海国との交流、藩政期の北前船の寄港地として繁栄など、古くから積み重ねられた歴史・文化
 - ・松尾神社本殿（国指定重要文化財）、旧福浦灯台（日本最古の木造灯台）、堀松の綱引き祭り、八朔祭礼などが伝承
- ③社会条件
 - ・総人口・世帯数ともに減少傾向、核家族化が進行
 - ・年少人口の減少、老年人口の増加による少子高齢化が進行
 - ・従業・通学において七尾市や羽咋市との関係性が強い
 - ・第 1 次産業は減少から横ばい、第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は増加傾向
 - ・農業、漁業、工業が低迷する中、商業の年間商品販売額が漸増（ただし商店数、従業者数は漸減）
- ④土地利用状況
 - ・山林や農地などの自然的土地利用が 8 割を超え、都市的土地利用は 1 割程度
 - ・のと里山海道、国道 249 号が南北幹線道路、（主）志賀田鶴浜線などが東西幹線道路
 - ・都市計画道路 13 路線、整備率は 21.3%と低い
 - ・上水道（簡易水道含む）の普及率 90.7%、下水道の普及率 57.8%

3. 上位計画

- ①第 1 次志賀町総合計画（平成 19 年 3 月：志賀町）
 - 町の将来像：夢・未来の創造 笑顔あふれる能登ふれあいの郷 ～私たちが主役の新志賀町物語～
 - 土地利用の基本方針：
 - ・既存の土地利用を継承しつつ、適切な誘導を図り、都市機能が集積する 3 つのエリアを重点地域として機能充実、互いの連携強化により、町全体の機能や魅力の向上を目指すとともに、町外に向けて本町の魅力を発信
 - ・既存集落は、周辺環境との調和を図りつつ、快適で安全・安心に暮らし続けられるよう居住環境の向上
- ②都市計画区域マスタープラン（平成 16 年 5 月：石川県）
 - 志賀都市計画区域マスタープラン
都市計画の目標：人と自然と文化のふるさと創造都市
 - 富来都市計画区域マスタープラン
都市計画の目標：能登に輝くチャームングタウン富来

4. アンケート調査

- ①地区への愛着・魅力
 - ・愛着を感じる住民が 8 割を超え、愛着度は高い
 - ・豊かな自然、地域の連帯感、買い物の利便性に魅力を感じる一方、地区特性の欠如、地区の平準化も懸念
- ②地区で特に力を入れてほしいこと
 - ・道路交通に対する要望のほか、自然の保全・環境問題や防災に関する住民意識が向上
 - ・20～49 歳では、新たな商業施設の整備に対する要望も多数
- ③志賀町の将来イメージ
 - ・少子高齢化や災害への備えを背景とした福祉・医療の充実したまち、安全・安心なまちづくりのほか、自然環境が豊かなまちづくりを重視
 - ・福祉・医療の充実したまちは、年代が高くなるに従い、割合が上昇
- ④将来の土地利用・都市施設
 - ・少子高齢化の進行を背景とした医療・福祉施設の整備のほか、農地保全、道路整備を重視
 - ・20～49 歳では、商業・業務用地の整備に対する要望も多数
- ⑤住宅地について
 - ・高齢者などに配慮した居住環境整備、空き地・空き家対策、災害に強い住宅地づくりを重視
- ⑥農地について
 - ・農地保全を望む住民が 8 割を超えている
- ⑦商業地について
 - ・既存商店街の再生、空き店舗などの既存ストックの活用を重視
- ⑧工業地について
 - ・能登中核工業団地やまちなかの空き地・空き家への企業・工場誘致、既存工業団地の基盤整備を重視
- ⑨観光地について
 - ・観光地の総合的な整備のほか、美化や情報発信などのソフト的な取り組みを重視
- ⑩道路や公共交通について
 - ・冬期間の雪対策、生活道路の整備、バスの利便性などの生活に密接した道路・交通環境の改善を重視
- ⑪公園や緑地について
 - ・身近な公園、避難場所や防災性の高い公園、自然を活かした憩い空間を重視
- ⑫景観形成について
 - ・自然景観の保全、清掃・美化活動、美しい街並みづくり、ルールづくりを重視
- ⑬防災・防犯について
 - ・避難路・避難場所の充実、空き家対策や防犯施設の充実、ライフライン強化、防災訓練を重視
- ⑭住民参加について
 - ・地区行事や町会など、地域での身近なまちづくり活動については、住民の参加意欲が高い
- ※回答者の属性
 - ・女性、50 歳以上、夫婦のみの世帯や二世帯が多い
 - ・地区は高浜、土田、志加浦、富来が多い
 - ・居住年数は 20 年以上の方が 8 割を超え、古くからの居住が多い
 - ・無職、会社員・会社役員、家事専業が多い
 - ・通勤・通学は志賀町内、交通手段は自動車や自宅勤務が多い
 - ・住まいは持ち家（一戸建て）が多い

都市の課題整理

A：重点地域を中心としたコンパクトなまちづくり

志賀・富来地域の中心地、能登中核工業団地などの産業集積地を中心とし、道路・公共交通、公園、下水道、通信基盤の整備などによる都市機能の充実と、誰もが魅力を感じ快適に生活できる住環境を形成する。また、都市と自然環境が調和する美しい町並みが形成されたコンパクトなまちづくりが必要である。

【1-①・③、2-②・③・④、3-①・②、4-②・④・⑤・⑩～⑫】

B：少子高齢社会に適応したまちづくり

少子高齢社会に適応するため、医療・福祉施設の充実をはじめ、子育てや教育に適した環境づくりが必要である。また、元気な高齢者が活躍できる場の創出などが必要である。

【1-③、2-③、4-③～⑤・⑪】

C：住民の生活を守る安全・安心なまちづくり

住民の生活を守るため、避難場所となる公園の整備、安全に避難できる避難路の確保など、都市の防災機能を向上する必要がある。

【1-②、4-②・③・⑪・⑬】

D：地域産業を活かした活気あふれるまちづくり

地域産業の活性化を図るとともに、海岸線の景勝地や志賀の郷リゾートを活かした観光産業の育成などにより、活気あふれるまちづくりが必要である。

【1-④、2-①・③、4-⑥～⑨】

E：豊かな自然や農地・能登の里山里海を守るまちづくり

人の暮らしと深い関わりを持つ水と緑豊かな自然環境や農地などを守るとともに、それらと調和した既存集落を維持することにより、能登の里山里海を保全する必要がある。

【1-⑤、2-①・④、3-①、4-②・③・⑤・⑫】

F：積み重ねられた歴史・文化を継承するまちづくり

歴史ある地域資源を保全し、伝統行事を受け継ぐことなどにより、古来より積み重ねられてきた歴史・文化を継承する必要がある。

【2-②】

G：住民・事業者・行政の協働によるまちづくり

まちづくりに対する住民参加を促すとともに、住民同士や住民・事業者・行政の絆を深めた協働によるまちづくりが必要である。また、地域への愛着を育てる取り組みが必要である。

【4-①・⑭】

※【 】内の番号は、「都市計画マスタープランの必要性」、「都市の現状調査」、「上位計画」、「アンケート調査」との関連性を示す

8 目指すべき都市像の設定

8-1 都市計画の基本理念の設定

8-1-1 都市計画の基本理念

本計画では、都市の課題整理を踏まえるとともに、新町施行後初めての総合計画である「第1次志賀町総合計画」の将来像を念頭に置きながら、都市計画の基本理念を次のように設定する。

都市計画の基本理念

住民がまとまり、住民の絆によって築かれる
笑顔あふれる能登ふれあいの郷づくり

“住民がまとまる”とは…

人口減少・少子高齢社会の進行、能登の里山里海の保全及び環境問題に関する住民意識の高まりなど課題に対応するとともに、市町村合併によって広範にわたる本町においては、重点地域における都市機能の集積と地域間の連携を基本とし、コンパクトなまちづくりを推進する。

“住民の絆”とは…

住民同士が絆を深めるとともに、住民が主役となり、住民・事業者・行政の協働によるまちづくりを推進する。

“笑顔あふれる能登ふれあいの郷”とは…

住民がまとまり、絆を深めることによって、子供から高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる魅力的で、笑顔があふれるまちづくりを推進する。

8-1-2 基本方針

都市計画の基本理念を実現するため、都市計画の基本方針を次のように設定する。

(1) 安全・安心に暮らせるコンパクトなまちづくり

【課題A、B、Cに対応】

- 志賀地域、富来地域の中心市街地では、道路、公園などの都市基盤の整備、都市機能の集積によって、誰もが快適で安心して住み続けられるコンパクトなまちづくりを推進する。
- のと里山海道、国道249号などの幹線道路による交通ネットワークを強化し、町内外の広域連携や地域間の連携、災害時におけるネットワークの形成を推進する。



志賀町役場

(2) 地域産業を活かした活気あふれるまちづくり

【課題B、D、Eに対応】

- ・環境保全や後継者育成などによる農業・漁業振興、海岸線の景勝地や志賀の郷リゾートなどを活かした観光産業振興により、地域産業の活性化と雇用創出を図る。
- ・原子力発電所、能登中核工業団地などの産業集積地では、周辺の自然環境や安全性に配慮した産業集積地の維持を推進する。
- ・魅力ある商店街の形成、空き店舗の解消などにより、志賀地域、富来地域の中心市街地の活性化、人々が交流できる場の創出を図る。



能登中核工業団地

(3) 郷土の自然と人々の営みが調和したまちづくり

【課題A、E、F、Gに対応】

- ・世界農業遺産に認定された能登の里山里海の保全・継承と活用により、郷土の自然と人々の営みが調和したまちづくりを推進する。
- ・貴重な歴史的資源、堀松の綱引き祭り、八朔祭礼などの伝統行事については、志賀町の歴史・文化を伝える地域資源として、保全・活用する。
- ・志賀地域、富来地域の中心市街地においては、都市と自然環境が調和する美しい町並みの形成を図る。
- ・住民・事業者・行政が協働するとともに、町内外の人々との交流を深める中で、志賀町や地域への愛着が育つまちづくりを推進する。



能登金剛

8-2 将来人口の見通し

本計画では、おおむね20年後（平成42年）の都市の姿を展望しつつ、将来の人口の見通しを検討するものとする。

将来人口について、上位計画である「第1次志賀町総合計画」では、目標年次である平成28年の将来人口を21,000人と設定しているが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、本町の将来人口は、平成27年で20,633人、平成32年で19,109人、平成37年で17,569人、平成42年で16,066人、平成47年で14,614人と、総合計画の将来人口予測を下回る推計結果が出されている。

そこで、本計画においては、目標年次の平成42年の将来人口の見通しについて、16,100～16,600人と想定する。

パターン1：国立社会保障・人口問題研究所の推計値（ラウンド値）を正とした将来人口

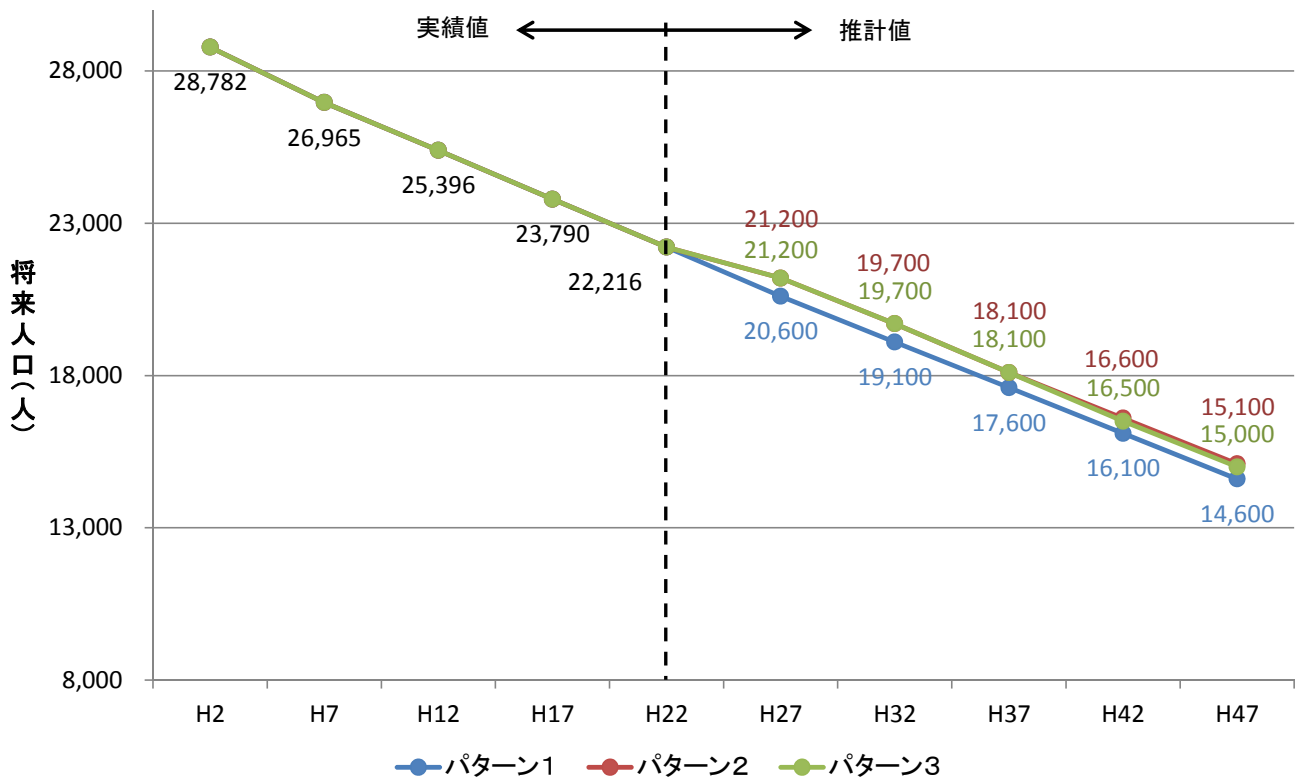
パターン2：国立社会保障・人口問題研究所の推計値（ラウンド値）を総合計画との誤差（比率：0.97）を勘案した将来人口

パターン3：国立社会保障・人口問題研究所の対前年度減少比率を踏まえた将来人口

※パターン2・3は、総合計画の将来人口による期待値を加味し、平成27年を21,200人として設定

表一志賀町における人口の推移

区分		実績値					推計値					
		H2	H7	H12	H17	H22	H27 算定 基準年	H28	H32	H37	H42 目標 年次	H47
実績（～H22）および 総合計画推計（H28）		28,782	26,965	25,396	23,790	22,216	21,200	21,000				
国立社会保障・ 人口問題研究所推計							20,633		19,109	17,569	16,066	14,614
将来人口	パターン1						20,600		19,100	17,600	16,100	14,600
	パターン2						21,200		19,700	18,100	16,600	15,100
	パターン3						21,200		19,700	18,100	16,500	15,000



注：平成2年～平成22年までは国勢調査データ、平成27年～平成47年は将来人口推計値

図一志賀町における人口の推移

8-3 将来都市像の設定

将来都市構造は、将来の都市の姿を表現するものであり、志賀町においては、上位計画である第1次志賀町総合計画などを基本としながら設定する。将来都市構造の構成要素としては、自然・地形的特性をもとに都市構造の面的広がりを成す「ゾーン」、現況の土地利用をもとに将来ニーズを見込んで集積を図る「拠点」、多様な拠点及び都市機能が集積し機能の充実を図る「重点地域」、広域的な交流促進や地域の連携を強化し、都市の骨格を構成する「軸」を設定する。

8-3-1 ゾーンの方針

(1) 市街地・集落地ゾーン

- ・市街地では、中心市街地における都市基盤の整備や都市機能の集積により、快適な都市環境を創出するとともに、建築物や屋外広告物の規制・誘導などにより、良好な町並みの形成を図る。
- ・集落地では、優良農地を保全するとともに、集落における適正な土地利用の誘導と生活利便性の確保により、農業・集落環境の保全・維持を図る。

(2) 里山保全ゾーン

- ・町域の大半を占める緑豊かな山林を適切に管理するとともに、それら山林と集落地が調和した能登の里山の環境を保全する。

(3) 里海保全ゾーン

- ・能登半島国定公園に指定された能登金剛などの景勝地は、志賀町を代表する観光地として保全・活用する。
- ・日本海に面した能登金剛などの景勝地や良好な漁港・漁場と集落地が調和した能登の里海の環境を保全する。

8-3-2 重点地域及び拠点の方針

(1) 重点地域

- ・志賀地域、富来地域の中心市街地、原子力発電所、能登中核工業団地などの産業集積地については都市機能が集積する重点地域と位置付け、機能の充実と地域間の連携を強化する。

(2) 都市拠点

- ・都市拠点の中心市街地では、道路・公共交通、公園、下水道、防災施設などの都市基盤の整備を推進するとともに、行政・教育・文化・商業・医療・福祉などの都市機能を集積させ、子供から高齢者まで、誰もが快適で安心して住み続けられるコンパクトなまちづくりを推進する。
- ・志賀地域の都市拠点では、志賀町役場を中心として都市機能を集積し、住民の生活利便性の向上を図る。また、道の駅（ころ柿の里しか）やアクアパークシ・オンの活用、既存商業施設の充実支援、新規商業施設の誘致を促進し、賑わいの創出を図る。
- ・富来地域の都市拠点では、志賀町役場富来支所を中心として都市機能を集積し、住民の生活利便性の向上を図る。

（３）産業・エネルギー拠点

- ・能登中核工業団地及び堀松工場団地については、周辺の自然環境や住環境との調和に配慮するとともに、施設の整備、充実と企業誘致を積極的に推進する。
- ・原子力発電所周辺については、原子力防災体制の強化、住民への情報提供などを行い、住民への理解を得ながら、安全な拠点づくりを推進する。
- ・地域の観光拠点の一つであるアリス館志賀、花のミュージアムフローリィなどの利用を促進する。
- ・石川北部RDFセンター周辺については、周辺の自然環境との調和に配慮するとともに、エネルギー資源の有効活用を推進する。

（４）医療・福祉拠点

- ・はまなす園周辺は、高齢者が安心して生活できるよう、拠点機能の充実を図るとともに、関連施設との連携強化を図る。また、はまなす園については、海岸線に近接した高齢者が利用する施設であることを考慮し、防災対策の充実を図る。
- ・富来地域の町立富来病院は、志賀町の医療拠点として施設機能の充実を図るとともに、関連施設との連携強化を図る。

（５）交流拠点

- ・志賀地域における能登志賀の郷リゾートや大島キャンプ場周辺、富来地域における増穂浦・道の駅（とき海街道）・シーサイドヴィラ渤海などの観光資源の集積地は、住民や来訪者が交流する場として施設の適正な管理と施設機能の充実を図る。

8-3-3 軸の方針

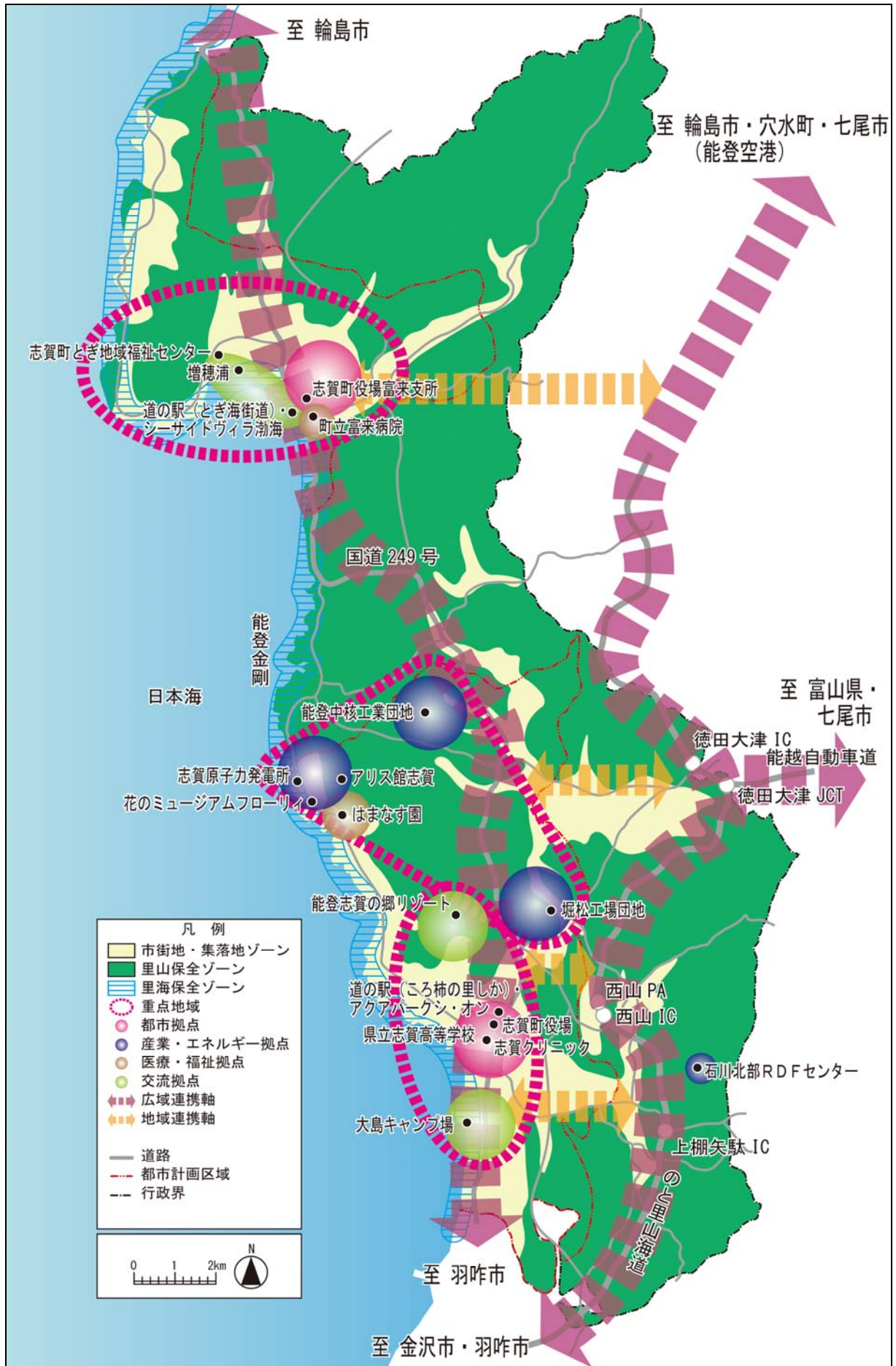
（１）広域連携軸

- ・金沢方面や輪島市と連絡するのと里山海道、富山県や七尾市と連絡する能越自動車道、国道249号を広域連携軸と位置付け、広域交流を促進する交通ネットワークとして強化を図る。
- ・能登空港の活用と北陸新幹線の金沢開業を見据え、徳田大津ICなどの交通結節点においては、交通の利便性を活かした物流・観光などへの活用を図るとともに、中心市街地や産業集積地などへの誘導を推進する。

（２）地域連携軸

- ・南北に細長い志賀町を縦貫する国道249号などの南北幹線道路、県道志賀田鶴浜線や県道富来中島線などの重点地域とのと里山海道を連絡する東西幹線道路を地域連携軸と位置付け、地域間ネットワークの強化、広域連携軸から中心市街地や産業集積地などへの適切な誘導を図る。

図一 将来都市構造図



9 都市整備の方針

9-1 土地利用の方針

(1) 住宅地区

- ・ 中心市街地（高浜地区及び富来地区）の住宅地については、用途の混在を抑制しながら、適切に住環境を保護することを基本としつつも、商業地、沿道商業・業務地との近接性を活かした利便性の高い住環境の向上を推進する。
- ・ 高浜地区及び富来地区については、中心市街地としての利便性を活かし、高齢者などにやさしい住環境の形成を推進するほか、高浜地区の中心市街地部の低未利用地（国道249号東側）については、若年層の定住人口の確保と人口流出の防止に向けた受け皿として、新たな住宅基盤の整備を推進する。
- ・ 住環境整備が遅れている密集住宅地などでは、狭あい道路の解消、公園等の整備、消防水利の充実に努め、防災性の強化を推進する。
- ・ 空地・空家については、空家バンクの充実や空地・空家などを活用した新たな住環境の整備などを検討し、中心市街地における定住促進を図る。

(2) 商業地区

- ・ 商業地区は、まちの顔となる場であるとともに、商業・業務・行政機能が集積し、多くの人々が交流する場であることから、景観に配慮した魅力ある商業空間の形成を図る。
- ・ 既存商店街については、周辺住民に利便を提供する賑わい拠点として、空き店舗等の活用、歩けるまちづくりなどを推進し、商店街の活性化を図る。

(3) 沿道商業・業務地区

- ・ 商業・業務施設が立地する国道249号については、商業地区との賑わいの連続性に配慮するとともに景観に配慮した沿道型の商業・業務地の形成を図る。
- ・ 道の駅周辺（ころ柿の里しか、とぎ海街道）については、多くの人々が交流する場として、既存商店街との連携を図りながら、商業機能の充実を図る。

(4) 産業・エネルギー地区

- ・ 能登中核工業団地及び堀松工場団地については、若者の定住促進と雇用の創出に向けて、施設の整備充実を図るとともに、石川県などと連携しながら、企業誘致を推進する。
- ・ 原子力発電所周辺については、安全性の向上に向けた原子力防災体制を強化するとともに、今後の社会動向を見極めながら、アリス館志賀、花のミュージアムフローリィなどの施設活用とより良いエネルギー活用の検討を図る。
- ・ 石川北部RDFセンター周辺については、環境にやさしいエネルギー資源の有効活用を推進するため施設の適正な維持・管理を推進するとともに、周辺の自然環境との調和に配慮する。

(5) 医療・福祉地区

- ・はまなす園周辺については、高齢化が進行する地域の福祉拠点として、高齢者が安心して生活できるよう、施設の適正な維持・管理を推進する。
- ・町立富来病院周辺は、志賀町の医療拠点として、住民が安心して生活できるよう、医療サービスの向上と施設の機能強化を図るとともに、福祉施設など、関連施設との連携強化を図る。
- ・地震や津波などの災害に備え、施設を利用する高齢者が迅速に避難できる避難路、避難場所の確保など、防災対策の徹底を図る。

(6) 交流地区

- ・能登金剛や大島キャンプ場周辺については、能登半島国定公園に指定された海岸を保全するとともに施設の老朽化に対処しながら住民や来訪者が交流する環境拠点の形成を図る。
- ・能登志賀の郷リゾートについては、緑豊かな自然環境に配慮しながら、住民や来訪者が自然の中でレクリエーション、スポーツ、自然学習などを行う拠点として整備・活用を図る。
- ・増穂浦・シーサイドヴィラ渤海などの観光資源の集積地は、海岸部の塩害の防止など、施設の適正な維持・管理を推進するとともに、隣接する沿道商業・業務地区から連続した魅力ある観光拠点の形成を図る。

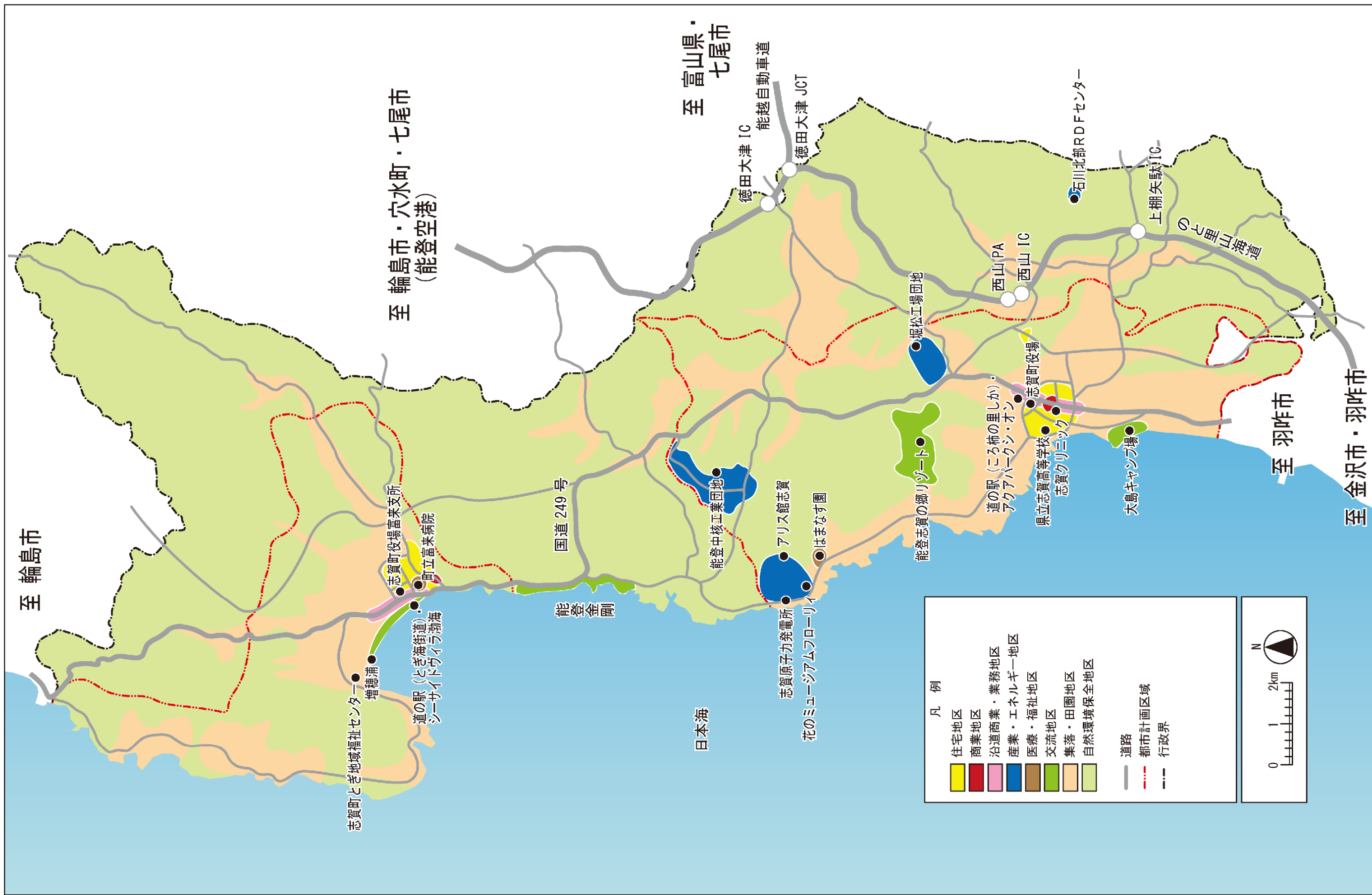
(7) 集落・田園地区

- ・「能登の里山里海」を保全・継承するため、優良農地の保全、耕作放棄地の解消と有効活用などを推進する。
- ・集落地については、集落の存置と周辺の田園環境と調和した「能登の里山里海」として保全・継承を図るため、適正な土地利用の誘導と無秩序な開発を抑制する。

(8) 自然環境地区

- ・町域の大半を占める緑豊かな山林については、都市を取り巻く良好な自然環境として保全する。
- ・海岸部については、保安林の保全、海岸侵食対策などを推進し、海岸線の良好な自然環境の保全を図る。

図一 土地利用方針図



9-2 交通施設整備の方針

(1) 主要幹線道路

- ・のと里山海道、国道 249 号は、金沢方面との連携や能登地域のネットワークを担う道路であるとともに、南北に細長い町域を縦断し、地域の各拠点を連絡する重要な道路として、ネットワーク機能の充実を図る。
- ・国道 249 号は、志賀地域と富来地域の中心市街地を連絡する骨格的な道路であり、中心市街地の商業・業務地の賑わい創出、観光・産業・経済のさらなる活性化に寄与する道路整備を促進するとともに、安全で快適な走行性を確保する。
- ・のと里山海道及び国道 249 号は、第一次緊急輸送道路に位置付けられており、災害時における緊急輸送を円滑に行うことができるよう、防災機能の充実を図る。

(2) 幹線道路

- ・能登半島国定公園に指定された海岸線沿いの道路である(主)志賀富来線は、能登金剛などの主要な観光地や原子力発電所周辺の産業・エネルギー拠点への連絡道路であり、良好な沿道景観を保全・育成するとともに、観光・産業のさらなる活性化に寄与するよう、適切な維持管理と機能充実を図る。
- ・(主)田鶴浜堀松線、(主)富来中島線、(主)志賀田鶴浜線、(一)末吉七尾線、(一)松木代田線は、主要幹線道路である国道 249 号とのと里山海道のインターチェンジとを連絡するとともに、隣接市町との交流を促進する東西道路であり、町内外のアクセス性の向上と交通の円滑化に向けた適切な維持管理や機能充実、安全な走行性の確保を図る。
- ・(主)田鶴浜堀松線、(一)若葉台松木線は、能登中核工業団地や堀松工場団地への連絡道路であり、地域産業のさらなる活性化に寄与するよう、適切な維持管理と機能充実を図る。
- ・第一次緊急輸送道路である(主)田鶴浜堀松線、第二次緊急輸送道路である(主)志賀富来線及び(主)志賀田鶴浜線については、災害時における緊急輸送を円滑に行うことができるよう、防災機能の充実を図る。

(3) 補助幹線道路

- ・補助幹線道路は、主要幹線道路や幹線道路との連携を強化し、志賀町全体における体系的な道路交通網を構築することにより、緊急時における避難経路の確保や住民の生活利便性の向上などを図る。
- ・志賀地域では(都)福野川尻橋線、富来地域では(都)地頭里本江線、(都)里本江八幡線を幹線道路と合わせて、それぞれの中心市街地の外郭を構成する環状道路として位置付け、集散交通の円滑な処理や通過交通のまちなか流入を排除する機能の強化を図る。
- ・高浜地区の中心市街地部においては、新市街地整備と合わせ、市街地の骨格となる補助幹線道路の整備促進を図る。
- ・補助幹線道路は、住民の生活を支援する道路であり、住民意向を踏まえながら、安全な歩行環境や自転車通行環境の確保、街路樹による緑化、バリアフリー化などを推進する。
- ・通学路、公共交通ルートなどについては、歩行空間の安全性・快適性を確保するとともに、冬期間の除雪対策を推進する。
- ・長期未着手の都市計画道路については、未整備の都市計画道路の整備促進あるいは代替的な道路の検討により、市街地などにおける交通の円滑化を図る。

(4) 公共交通

- ・車を利用しない高齢者や子供の身近な交通手段として、コミュニティバス（なないろバス、まごころバス、富来地域コミュニティバス）を継続的に運行していくとともに、バス停周辺では、バリアフリー化や冬期間の除雪対策などを推進し、バスの利便性や安全性の向上を図る。
- ・路線バスについては、志賀地域と富来地域を連絡する重要な公共交通として、路線の運行支援に向けた関係機関との連携・調整を推進する。

図一 道路整備方針図



9-3 公園・緑地整備の方針 【P52 図一公園・緑地整備方針図 参照】

(1) 緑の拠点づくり

- ・ 中心市街地（高浜地区及び富来地区）については、子供から高齢者まで、すべての町民が安全で気軽に憩い、集える街区公園などの適正な配置を検討する。
- ・ 柴木総合公園は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション機能を持つ総合公園として機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。また、西山台防災公園のように災害発生時の避難地として、防災機能の充実を図る。
- ・ 志賀の郷運動公園、せせらぎ自然公園、不動の滝公園は、緑を感じながらスポーツ・レクリエーションを楽しめる公園として機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。
- ・ 西部総合公園については、地域の防災機能や交流機能なども含め、今後の整備の必要性や方向性を検討する。
- ・ 農村公園や漁村公園などについては、地域の緑地として適切な維持管理を図る。

(2) 海辺の緑地空間づくり

- ・ 大島キャンプ場をはじめ、増穂浦（能登リゾートエリア増穂浦）、なぎさ回遊公園、能登金剛は能登半島国定公園に指定されている区域であることから、特に海辺環境の保全に配慮しつつ、町民や来訪者が憩うことのできる多目的レクリエーション活動の場として機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。

(3) 水と緑のネットワーク

- ・ 中心市街地（高浜地区及び富来地区）の骨格をなす幹線道路、国道 249 号、緑の拠点及び海辺の緑地空間を連絡する道路については、積極的な緑化を推進し、水と緑のネットワークを形成する。
- ・ 米町川及び於古川、富来川、酒見川などは、町民が身近に感じる貴重な水と緑の空間であり、水辺空間の保全等を推進するとともに、河川緑地の保全を図る。

(4) 緑化の推進

- ・ 志賀町役場及び志賀町役場富来支所や各種文化施設等の公共施設周辺については、町民が誇れる地域シンボルとして積極的な緑化を推進し、潤いある空間づくりを図る。
- ・ 能登中核工業団地及び堀松工場団地、原子力発電所周辺については、緑豊かな自然と調和した工業地等とするため、工業団地や原子力発電所周辺の緑地を維持する。

9-4 上下水道の方針

(1) 上水道の整備

- ・上水道は、町民の日常生活に欠かせない重要なライフラインであるため、上水道の安定した供給のほか、災害時においても給水が確保できるよう、上水道施設の改良・耐震化や老朽化した配水管等の更新などを推進する。
- ・水道未普及地域の解消を図るとともに、水質検査の強化、上水道施設の適切な維持管理により、安心・安全な水の供給を促進する。

(2) 下水道の整備

- ・下水道については、快適な生活環境や水質保全、農業用施設の適正な機能維持を図るため、公共下水道及び農業集落排水の整備などを推進し、下水道の普及を図る。
- ・公共下水道事業及び農業集落排水事業を補完するため、地理的・経済的要因を考慮した効率的な浄化槽整備を推進する。

9-5 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全

- ・能登半島国立公園に指定されている海岸沿いについては、防風や飛砂防止のため、保安林などの保全・維持管理を適切に行うとともに、海岸護岸の整備、廃棄物投棄などによる海洋汚染の防止や海岸清掃の実施により、快適な海岸の自然環境を保全する。
- ・都市を取り巻く山地・丘陵地については、森林保全対策、野生動植物の生態系を維持などにより、森林環境を保全する。
- ・米町川及び於古川、富来川、酒見川などの河川については、町民が身近に感じる貴重な水辺空間として、水質の保全、環境に配慮した護岸等の整備などにより、良好な河川環境を保全する。
- ・世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を保全するため、関係機関と連携を強化するとともに、自然保護やイベント活動に関する情報提供などにより、自然環境の保全に対する町民の意識向上を図る。

(2) 都市環境形成

- ・廃棄物の減量化、廃棄物のリサイクルなどの徹底により、適正な廃棄物処理を推進するとともに、循環型社会の構築を推進する。
- ・地球温暖化の防止や二酸化炭素の排出を抑えた低炭素社会の構築のため、太陽光発電システムなどの環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を推進する。
- ・誰もが快適に生活できる都市環境を形成していくため、関係機関と連携を強化するとともに、自然エネルギーの活用や循環型社会の構築のための情報提供などにより、良好な都市環境の形成に対する町民の意識向上を図る。
- ・町民・事業者・行政が協力しながら、道路・公園などの定期的な清掃活動、沿道における花植え運動等を推進し、美しい都市環境の形成を図る。

図一公園・緑地整備方針図



9-6 都市景観形成の方針 【P55 図一都市景観形成方針図 参照】

(1) まちなみ景観形成エリア

- ・中心市街地（高浜地区及び富来地区）では、隣接する住宅地と調和した魅力的な商業地景観の創出を図るとともに、富来地区で導入されている建築協定に加え、都市景観整備に資する制度、まちづくり条例等の導入の検討など景観誘導方策を推進する。
- ・西山台の住宅地については、緑に包まれた魅力的な住宅景観の保全を図る。
- ・能登中核工業団地及び堀松工場団地、原子力発電所周辺では、周辺の集落・田園景観から突出しないよう配慮するとともに、自然との調和に配慮した緑化を推進する。
- ・景観法、いしかわ景観総合計画を踏まえ、景観計画の策定等による建築物の高さ、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を検討し、市街地をはじめとする町全体の総合的な景観づくりを推進する。

(2) 集落・田園景観保全エリア

- ・集落については、集落地ごとの特徴的な景観資源を保全するとともに、無秩序な開発を抑制し、美しい集落景観を維持する。
- ・集落と調和した田園については、子供の頃から慣れ親しんだふるさとの重要な景観であり、適正な維持管理、耕作放棄地の解消及び有効活用などにより、これら田園景観の保全を図る。

(3) 森林景観保全エリア

- ・高爪山、河内岳、風吹岳、眉丈山など、市街地や集落から望む森林は、町民に安らぎを与える重要な景観資源であり、森林の適正な維持管理などにより森林景観の保全を図る。
- ・能登志賀の郷リゾートについては、自然環境と調和しつつ、町民や来訪者が憩える空間として森林景観の保全・活用を図る。

(4) 海岸・河川景観形成エリア

- ・能登半島国定公園に指定されている海岸については、保安林の保全、海岸清掃活動、眺望場所の保全などを推進し、海岸線の持つ独自の景観の保全を図る。
- ・大島キャンプ場、増穂浦、能登金剛については、自然環境と調和しつつ、町民や来訪者がレクリエーションや観光を楽しめる空間として海岸景観の保全・活用を図る。
- ・米町川及び於古川、富来川、酒見川などは、町民に親しまれる貴重な水辺空間であり、その保全や水質浄化の促進、生態系の維持などにより、潤いのある水辺景観を保全する。

(5) 沿道景観形成エリア

- ・国道249号やのと里山海道ICにアクセスする道路など、比較的交通量が多い道路沿道については、景観等に配慮し、建築物や屋外広告物の規制誘導を推進し、魅力的な沿道景観を形成する。
- ・能登半島国定公園に指定された海岸線沿いの道路である（主）志賀富来線は、能登金剛などの主要な観光地への連絡道路であり、良好な沿道景観を保全・育成する
- ・身近な生活道路については、町民・事業者・行政が協力しながら、定期的な清掃活動、沿道における花植え運動等を推進し、良好な沿道景観の形成を図る。

9-7 安全・安心な都市づくりの方針

(1) 地震及び津波、水害・土砂災害対策

- ・志賀町地域防災計画に基づき、震災時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、ライフラインの整備・点検、防災機能の充実・強化を図る。
- ・東日本大震災を教訓とし、津波対策の検討を進めるほか、海岸部の老朽化した海岸保全施設の改修などによって防潮等の適正な機能の維持・改善を推進する。
- ・河川や下水道施設等の整備を推進するとともに、洪水及び浸水災害、局地的な豪雨等による洪水被害の防止対策を強化する。
- ・土砂災害に対する防止対策の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域などの監視強化を図る。
- ・県及び隣接市町に加え関係機関との連携を強化するとともに、津波災害ハザードマップ等の周知や地域ごとの学習会の開催などを徹底し、町民の災害に対する意識の向上を図る。

(2) 市街地災害対策

- ・木造住宅密集地においては、地震災害時における火災等の被害を軽減するため、道路や防火施設等の整備、公園・オープンスペースの充実を図る。
- ・災害に強いまちづくりを推進するため、公共建築物をはじめ、住宅、事業所等の耐震化や不燃化・耐火を促進するとともに、道路や橋梁などの公共土木施設の耐震化を図る。

(3) 原子力防災対策

- ・志賀原子力発電所の防災対策については、東日本大震災を教訓とし、町民の安全・安心を確保するため、町民にいち早く必要な情報を提供するとともに、国・県・隣接市町及び関係機関と連携し、適切で迅速な防災対策を推進する。
- ・町民に対して原子力に関する知識などの普及啓発、避難所などの周知徹底のほか、県・町が一体となった実効性ある防災訓練の実施を推進する。

(4) 避難経路・避難場所の確保

- ・地震災害時において、町民が安全に避難できる避難経路を確保するとともに、必要な物資を避難場所までに輸送できるように、狭あい道路の解消、緊急輸送道路の整備などを行う。
- ・避難場所となる公園を充実するとともに、公共公益施設の耐震性の確保、備蓄機能の確保等により、避難場所としての機能強化を図る。

(5) 防災体制の強化

- ・防災拠点施設の機能強化を図るとともに、全町で導入されている IP 告知端末や防災行政無線、エリアメールなどを活用し、地震災害時において迅速な対応ができるような体制構築を図る。
- ・町民に対しては、日常的に避難経路や避難場所の確認を呼びかけるとともに、講習会の実施などにより、防災知識の普及と意識啓発を推進する。
- ・防災体制を強化するため、消防団等の防災関係機関との連携強化を図るほか、防災士等の育成による自主防災組織の活性化を推進する。
- ・統廃合により使用されなくなった施設の防災機能の強化を図り、要援護者の一時的避難施設としての活用を図る。

図一 都市景観形成方針図

